千代田町
第３期子ども・子育て支援事業計画
（母子保健計画）案

令和７年１月

千 代 田 町

目　　次

第１章　計画の策定にあたって 1
　１．計画策定の趣旨 1
　２．計画の位置づけ 2
　３．計画の期間 3
第２章　子どもと子育てを取り巻く状況 4
　１．人口等の動向 4
　２．子育て環境の状況 8
　３．ニーズ調査からみられる状況 14
第３章　計画の基本的な考え方 23
　１．基本的視点 23
　２．基本理念 23
　３．基本目標 24
　４．施策体系 25
第４章　施策の展開 26
　基本目標１．子どもが元気で笑顔で育つまち 26
　基本目標２．子どもが心豊かにたくましく育つまち 34
　基本目標３．子どもと子育て家庭が住みよいまち 40
　基本目標４．子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち 43
第５章　子ども・子育て環境の充実 49
　１．子ども・子育て支援事業の概要 49
　２．教育・保育の提供区域の設定 50
　３．計画期間の子ども数と潜在的家族類型 50
　４．幼児期の学校教育・保育 51
　５．地域子ども・子育て支援事業 53
　６．母子保健計画の指標 60
　７．教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 61
　８．総合的な施策の推進 62
第６章　計画の推進に向けて 63
資料編 64

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

（1）策定の背景・目的（ポイント）

○わが国の出生数は令和４年に 80 万人を下回り、令和５年は過去最少の 727,277 人まで減少しています。少子化の急速な進行は、人口(特に生産年齢人口)の減少と高齢化を通じて、労働力の低下、将来の経済規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

○国では、「こども未来戦略」を示し、令和６(2024)年度から令和８(2026)年度までの３年間で集中的に取り組む「加速化プラン」として、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」が提示されました。具体的な施策としては、児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担軽減、保育所等の４・５歳児の職員配置基準の改善や保育士等の処遇改善、「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設などが盛り込まれています。

○急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域全体で子ども・子育てを支援する取組を進めていますが、子どもと子育て家庭の抱える課題は増大し、複雑化しているといえます。

○平成 24 年８月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年度～令和元年度（平成 31 年度）を計画期間とする「千代田町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第１期計画」という。）を策定し、第２期計画を令和元年度に策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

○第２期計画期間（令和２年度～令和６年度）の完了を控え、町の現状と第２期計画の実績等を踏まえ、子どもの成長と子育て家庭を支援する計画として「千代田町第３期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

○千代田町での子育てを住民・事業所・関係団体等と協力・連携して支援していけるように、本計画に基づき、より質の高い教育・保育の提供とともに、全ての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。

○策定にあたっては、子ども・子育て支援の現状及びニーズ把握のため、就学前児童の保護者及び小学生児童保護者を対象にアンケート調査を実施しました。本計画の策定（改訂）及び実行実施にあたっては、町民（保護者等）の意見を聴くものとします。

（2）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「千代田町子ども・子育て会議」において、本計画に関わるご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

また、計画の策定に先立ち、子どもと子育て世帯の実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象にアンケート調査を令和６年３月に実施し、計画策定の基礎資料としています。

回収状況

	全体	就学前児童保護者	小学生児童保護者
配布数（世帯）	584件	298件	286件
回収数（世帯）	439件	197件	242件
回収率（%）	75.2%	66.1%	84.6%

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画です。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「千代田町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方などを継承した子どもの健やかな育成と子育て家庭を支援するための総合的な計画であり、「母子保健計画」の内容を包含しています。

そして、本計画は「千代田町第六次総合計画」をはじめ、その他関連計画との整合性を図り策定し、様々な取組と連携しながら推進します。

計画の位置づけ

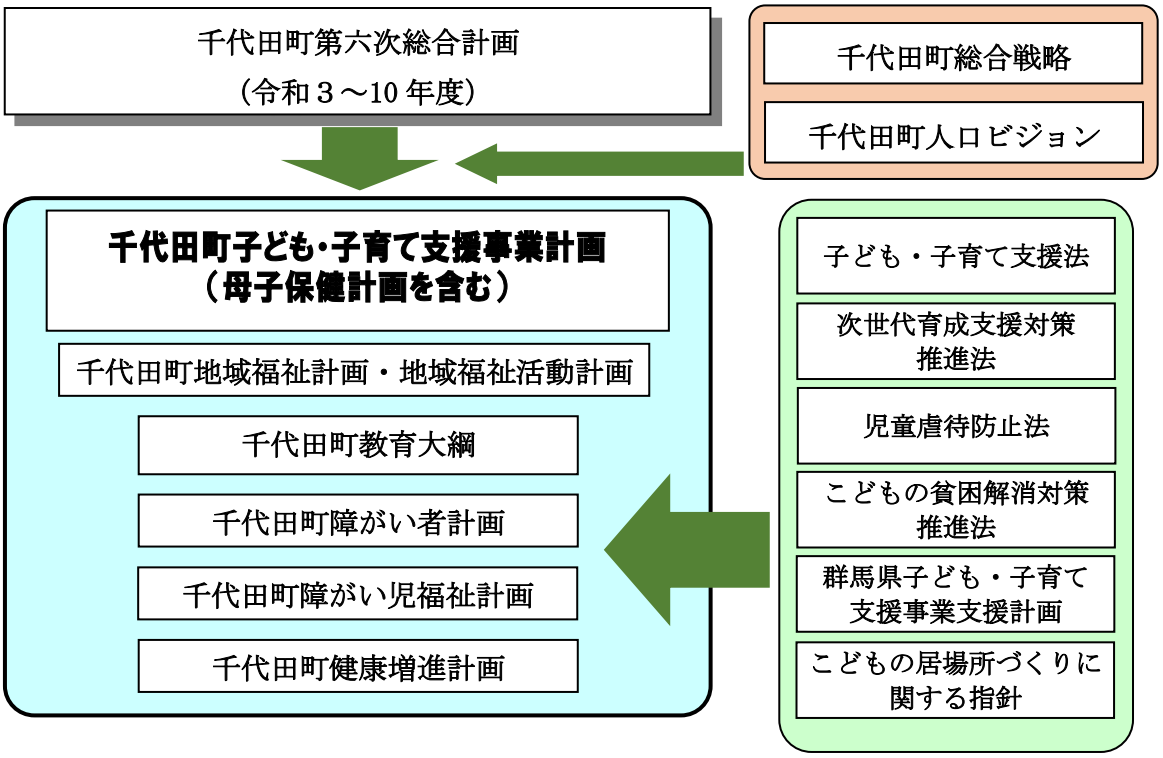

３．計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。

計画期間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度以降
本計画						
次期計画					●見直し及び策定	

第２章　子どもと子育てを取り巻く状況

１．人口等の動向

（1）人口・人口構成

千代田町は、群馬県の東部に位置し、南には雄大な利根川を望み、その左岸に沿って東西に長い町域が広がる、自然に恵まれた緑豊かな美しい町です。

住民基本台帳人口は微減しており、令和６年は10,880人となっています。

年少人口（０～14歳）は令和５年に1,200人台を下回り、令和６年には1,128人で、総人口に占める割合も緩やかに低下しています。生産年齢人口（15～64歳）は、令和６年は6,284人で総人口の57.7%を占めています。一方、老年人口（65歳以上）は、令和６年は3,468人で総人口の31.9%となっています。

人口の推移（各年４月１日現在）

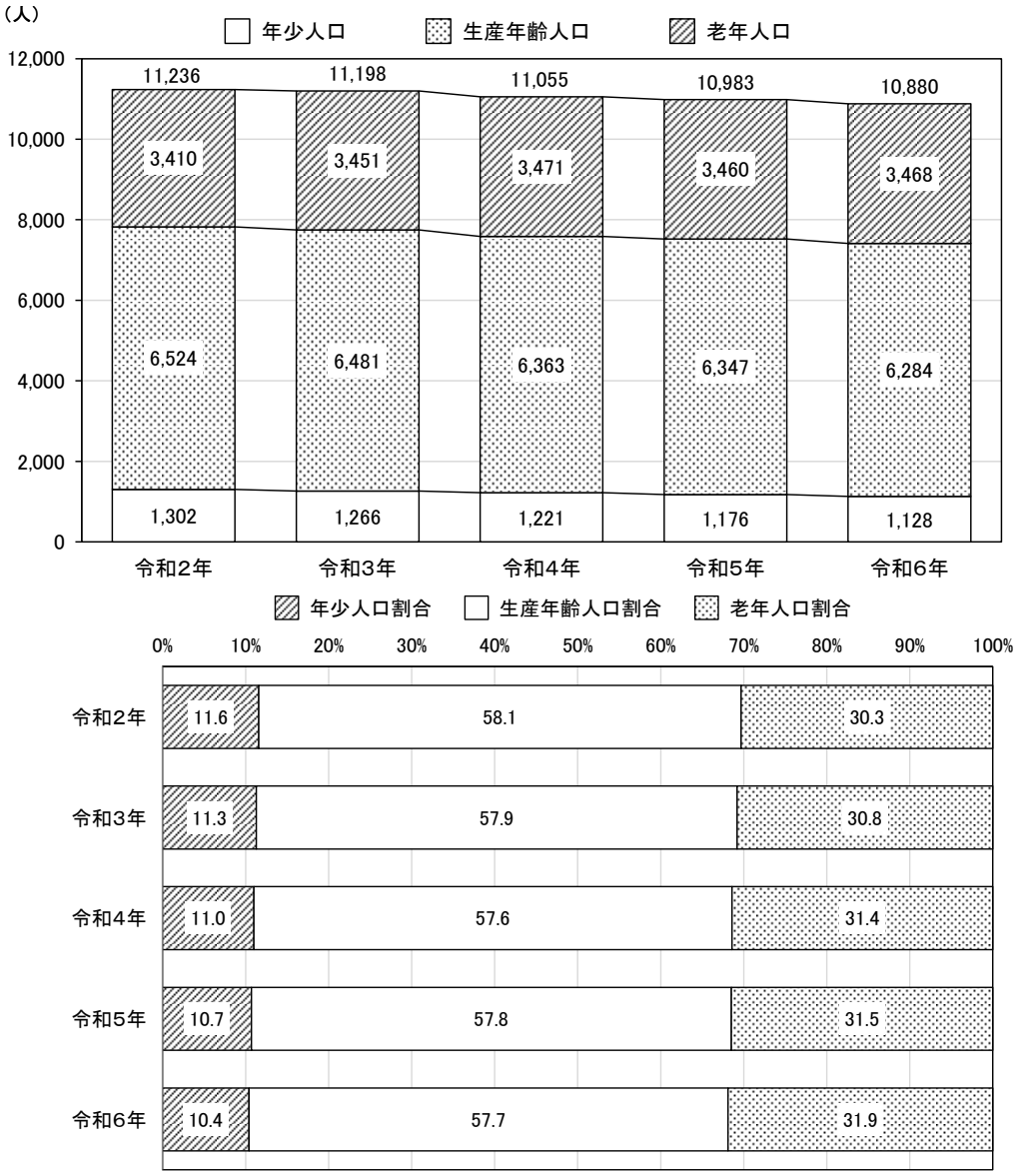

資料:住民基本台帳

（2）世帯数・世帯構成

18歳未満の子どものいる世帯数は、平成22年の1,091世帯から令和２年には925世帯となっています。その内、６歳未満の子どものいる世帯は、平成22年の433世帯から令和２年は317世帯なっています。

18歳未満の子どものいる世帯の世帯構成は、平成27年から令和２年には「両親と子どもの世帯」の割合が64.0%から68.9%に微増しており、「両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」の割合は少なくなっています。令和２年では「ひとり親と子ども」の世帯は8.1%となっています。

子どものいる世帯数（各年 10 月１日現在）

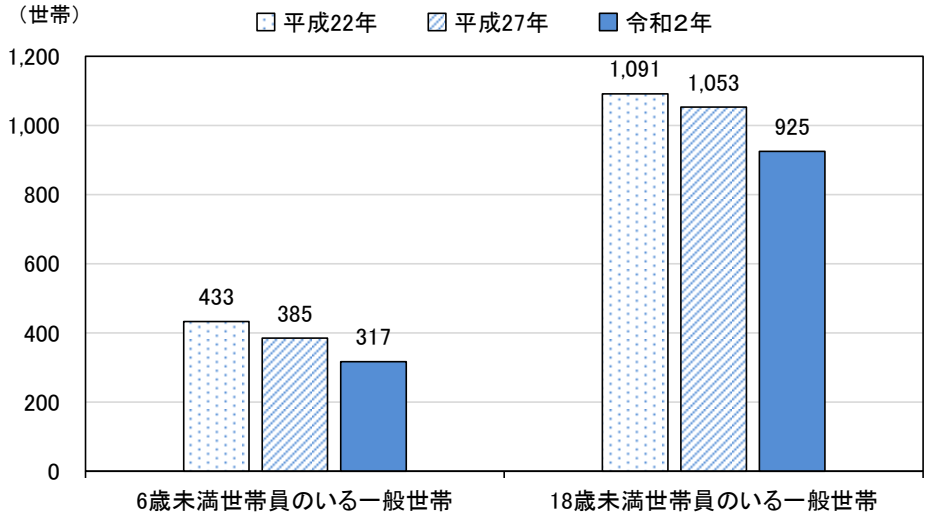

資料：国勢調査

子どものいる世帯の世帯構成（各年 10 月１日現在）

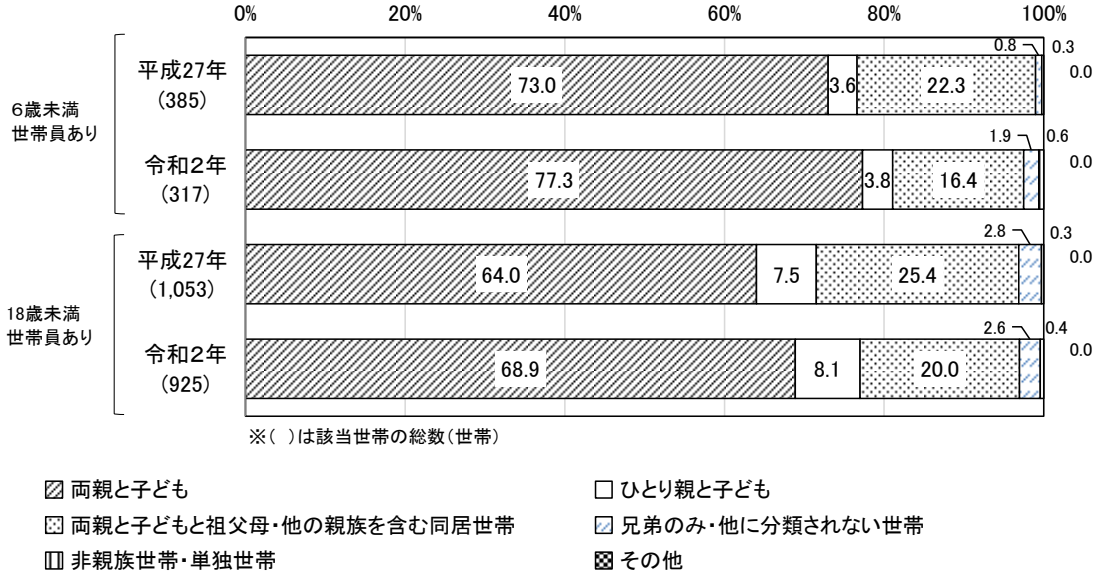

資料：国勢調査

（3）児童数

０～17歳の児童は減少しており、令和５年に1,500人を下回り、令和６年は1,417人となっています。年齢が低くなるとともに人数は少なくなっており、令和６年の未就学児童数（０～５歳）は354人、小学生は495人となっています。

児童数の推移（各年４月１日現在）

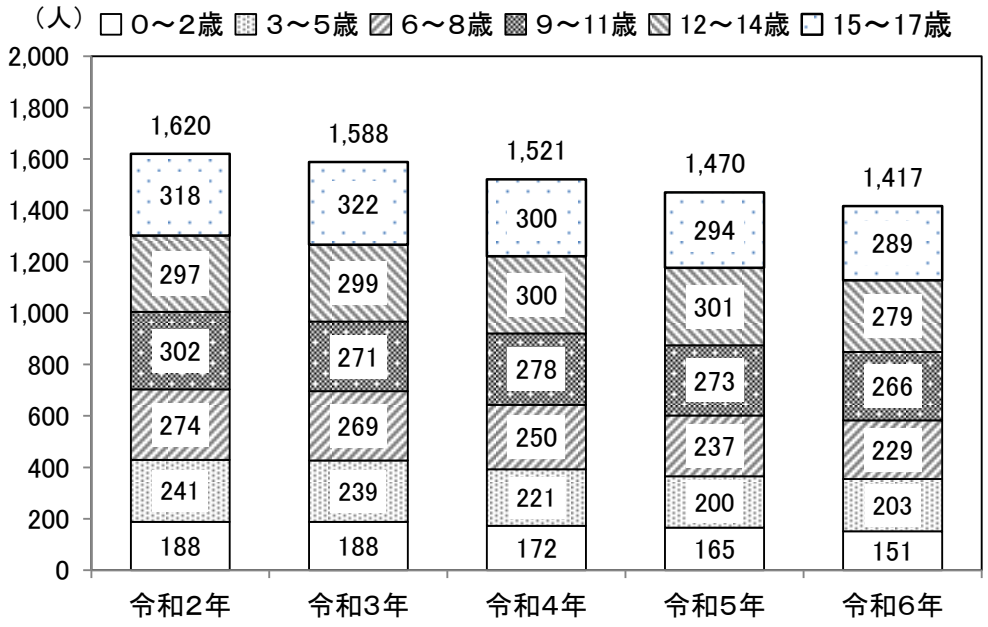

資料：住民基本台帳

計画期間の児童数推計

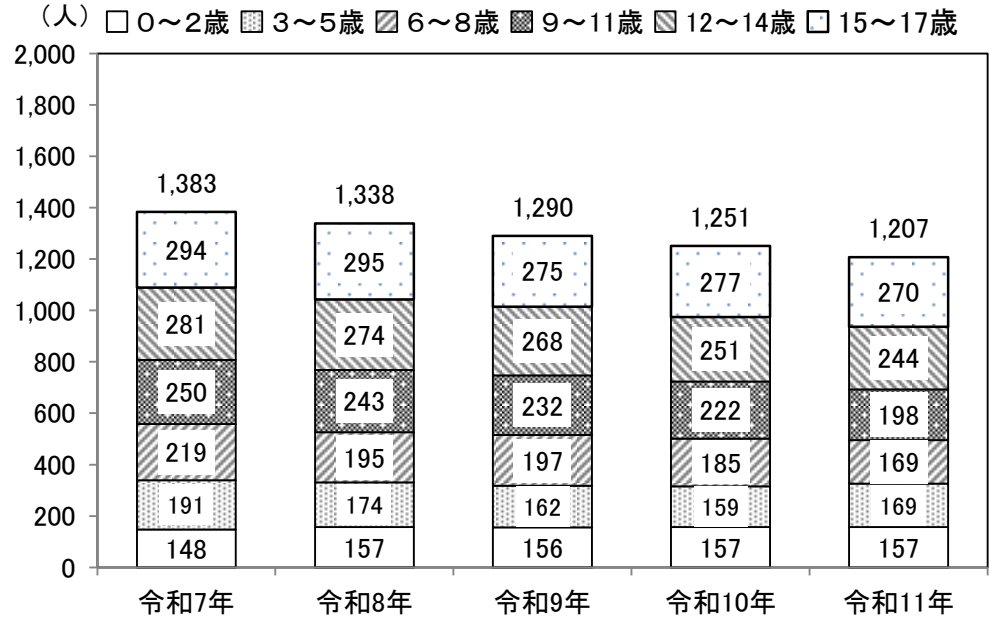

資料：住民基本台帳人口を用いコーホート変化率法4か年変化率で推計

（4）出生数と出生率

近年の千代田町の出生数は、令和２年は61人でしたが、令和４年は49人となっており、出生率は人口1,000人当たり4.6となっています。

合計特殊出生率は令和３年以降１前後と、全国・群馬県より、少なくなっています。

出生数と出生率の推移

	出生数（人）	出生率（人口 1000 人当たり）	合計特殊出生率		
			千代田町	群馬県	全国
令和元年	57	5.2	1.12	1.40	1.36
令和2年	61	5.6	1.22	1.41	1.34
令和3年	50	4.6	1.01	1.35	1.30
令和4年	49	4.6	0.94	1.32	1.26
令和5年	43	4.1	0.91	1.25	1.20

資料：群馬県の人口動態統計概況

２．子育て環境の状況

（１）就学前教育・保育施設

①こども園の状況

千代田町ではこれまで町立の保育園・幼稚園が東・西に１園ずつありましたが、それぞれ統合し、平成31年4月1日より町立の認定こども園（西こども園、東こども園）となりました。園児数は、令和６年５月１日現在で262人となっています。

こども園は０～５歳の受け入れ体制を確保し、平日で7時30分から18時30分、土曜日で7時30分から12時30分を保育時間としており、日曜祝日は開園していません。なお、11時間を超える延長保育、夜間保育等の特別保育は、現在実施していません。

千代田町のこども園の概況（令和６年５月１日現在）

施設数		2か所			
年齢		0歳	1・2歳	3～5歳	合計
定員（人）	1号認定			90	90
	2号認定			150	150
	3号認定	25	105		130
利用児童数（人）	1号認定			66	66
	2号認定			118	118
	3号認定	23	55		78

資料:教育委員会

（２）小学校・中学校の状況

①小学校

本町には、西小学校、東小学校の２つの町立小学校があります。全児童数は、令和６年は４９０人となっています。

特別支援学級の児童数は、令和６年は２５人となっています。

小学校別児童数の推移（各年５月１日現在）

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西小学校	人	388	368	370	371	356
東小学校	人	179	163	156	156	134
合計	人	567	531	526	505	490

資料:教育委員会

学校別の学年別児童数・学級数（令和６年５月１日現在）

	学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
西小学校	児童数	41	70	56	57	61	71	356
	学級数	2	3	2	2	2	2	13
東小学校	児童数	22	16	22	20	30	24	134
	学級数	1	1	1	1	1	1	1
合計	児童数	63	86	78	77	91	95	490
	学級数	3	4	3	3	3	3	19

資料:教育委員会

特別支援学級の児童数の推移（各年５月１日現在）

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西小学校	人	8	11	15	18	19
東小学校	人	4	3	6	7	6
合計	人	12	14	21	25	25

資料:教育委員会

②中学校

本町には、町立中学校が１校あります。生徒数は、令和６年は２７１人となっています。特別支援学級の生徒数は、令和６年は１０人となっています。

中学校の生徒数の推移（各年５月１日現在）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生徒数	284	290	293	293	271

資料:教育委員会

中学校の学年別生徒数・学級数（令和６年５月１日現在）

学年	1年生	2年生	3年生	計
生徒数	81	98	92	271
学級数	3	3	3	9

資料:教育委員会

中学校の特別支援学級の生徒数の推移（各年５月１日現在）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人	5	4	2	6	10

資料:教育委員会

（３）子どもの居場所

①小学生の放課後の過ごし方

放課後児童健全育成事業として、児童の健全な育成を図るため、学童保育所を町内東・西小学校敷地内の２か所に設置しています。夏休みのみの利用者も多く、施設の改修等や、指導員の確保を行いながら、受け入れ体制を確保してきました。

放課後子ども教室は、安全かつ安心な児童の活動拠点として町内東・西小学校の２か所において、「生きる力」を身につけるため、地域住民の参画を得て、学習・体験活動・交流活動等の機会を提供しています。

学童保育所・放課後子ども教室の利用状況（各年５月１日現在）

年度			学童保育所		放課後子ども教室	
			令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
利用者	西小学校	人	128	124	580	ー
	東小学校	人	67	52	1,474	ー
	合計	人	195	176	延べ2,054	ー

②児童センター・児童館での活動

西部地区にある総合保健福祉センター内の「児童センター」と東部地区の「児童館」は、午前中は親子が過ごしたり、午後は子どもたちが放課後等に過ごしたり、遊びの場となっています。施設内には、年齢に応じた遊具や、工作の制作材料・絵本などを設置しており、安全に遊ぶことができるよう環境を整備しています。

また、小学生には放課後児童クラブの他、学校帰りにランドセルを背負ったまま来館できる「ランドセル来館事業」を行っています。

□ **児童センター・児童館**

対　　象：すべての児童（０歳～18 歳未満）

開 館 日：月曜日から金曜日（土日祝日・年末年始は休館）

利 用 時 間: 9:30～12:00、13:00～17:30

③子どもたちのその他の居場所

その他に、町民プラザや図書館、温水プールで開催している「土曜子ども教室」、家庭での学習が難しい中学生、学習習慣が身についていない中学生のための「未来塾」などは学習支援事業としてだけでなく、子どもたちの居場所にもなっています。また、小学生に配布しているチャレンジ手帳には、様々な体験活動の場を設定しており、家庭・地域・学校をつなぐツールとして、参加してもらうことで子どもたちの居場所や活動の場となっています。また、教育支援センター事業を町民プラザで実施しており、不登校（別室登校）の児童・生徒が個に応じた学習指導や体験活動を通じた適応指導を受け、学校復帰へつなげるよう支援します。

（4）母子保健事業

①妊産婦の健康づくり

保健師等の専門職が妊娠届出時から丁寧に面接を行い、妊婦の実情を把握することで、妊娠早期からの健康づくり・育児支援を行っています。また、妊婦健診受診券を14回分交付し、定期的な健康チェックの機会の確保と、経済的負担の軽減を図っています。

マタニティセミナーにおいても、妊娠中の生活、お産や産後の生活、育児のイメージが持てるよう妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。また、妊婦とそのパートナーの協力を深め、家族の機能を強化すると同時に、他の家族との交流により仲間づくりの機会を設けています。

産後においては、ホルモンバランスの変化により心身ともに不安定になりやすい時期であることから、産婦健診受診券を交付してこころとからだの健康チェックの機会の確保を図るとともに、産後ケア事業や産婦訪問により産後初期からの支援体制を整備しています。

相談・訪問事業の状況（令和６年度数値は令和７年３月１日現在の見込み）

年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談	運動発達	件	延べ5	延べ4	延べ12	延べ5	延べ5
	幼児	件	延べ41	延べ37	延べ25	延べ25	延べ25
	すくすくこども	件	－	－	延べ23	延べ25	延べ25
マタニティセミナー		人	延べ20	延べ24	延べ43	延べ29	延べ30
妊婦訪問		件	－	延べ38	延べ36	延べ38	延べ45
新生児・産婦訪問		組	延べ63	延べ48	延べ52	延べ55	延べ55

資料：保健福祉課

②乳幼児の健康づくり

法定健診である１歳６か月児健診と３歳児健診に加え、４か月児健診、10か月児健診、２歳児健診、５歳児健診（令和６年度～）を実施し、乳幼児健診の機会を拡充することで子どもの成長と子育て家庭の困りごとにきめ細かく関わり、支援が必要な場合は適切な支援につながるよう支援しています。また、幼児歯科健診として１歳２か月児、２歳９か月児、４歳児、６歳児を対象に、歯科健診、ブラッシング指導、フッ素塗布（希望者）を行い、むし歯予防に努めます。

乳幼児健診を通じて、子どもの発育・発達を確認し、各種相談に応じながら健やかな子育てを応援しています。

乳幼児健診の実施状況（令和６年度数値は令和７年３月１日現在の見込み）

年度				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児健診	4か月児	受診児数	人	55	44	51	45	47
		受診率	%	94.8	93.6	96.2	93.8	95.9
	10か月児	受診児数	人	48	42	44	42	45
		受診率	%	96.0	84.0	91.7	89.4	93.8
	合計	受診児数	人	103	86	95	87	92
		受診率	%	95.4	88.7	94.1	91.6	94.8
1歳6か月児健診		受診児数	人	51	43	69	52	50
		受診率	%	91.1	78.2	97.2	91.2	90.9
2歳児健診		受診児数	人	50	33	58	58	51
		受診率	%	92.6	80.5	87.9	92.1	89.5
3歳児健診		受診児数	人	78	56	56	68	46
		受診率	%	97.5	91.8	93.3	101.5	92.0
幼児歯科健診		受診児数	人	延べ222	延べ208	延べ227	延べ216	延べ224
		受診率	%	80.1	74.8	75.4	74.5	75.5

資料：保健福祉課

③育てにくさを感じる親へ寄り添う支援

核家族世帯の増加や近隣関係の希薄化により子育て家庭が孤立化しやすく、育児に対する不安が生じやすい状況にあります。加えて、発達に問題を抱えた子どもの親は育てにくさを強く感じ、より不安を抱え孤立化しやすくなります。各種相談事業を通じて、家庭状況や養育状況の把握をし、早期から介入することで母親の育児不安の軽減に努め、余裕と自信を持って子育てができるよう支援しています。

ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合　　単位（%）

年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	千代田町	群馬県	全国	千代田町	群馬県	全国	千代田町	群馬県	全国	千代田町	群馬県	全国
4か月児	92.3	88.5	88.8	87.5	89.6	89.3	80.9	89.0	89.5	93.2	―	―
1歳6か月児	84.3	79.9	79.0	92.7	79.8	81.0	82.4	79.8	80.9	71.2	―	―
3歳児	60.0	73.4	73.3	75.0	72.8	75.7	75.0	73.9	75.9	70.6	―	―

資料：保健福祉課（健やか親子21第２次データより）

（5）子育て支援活動

①こども家庭センター

こども家庭センターを千代田町保健センター内において、令和６年４月に開設し、保健師等の専門職が妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目なく、母子保健分野および子育て支援分野の両面から総合的に支援をしています。

②子育てサークル・子育てサロン活動

町内には、未就園児と保護者を中心とする子育てサークル・子育てサロンがあり、児童センター・児童館において活動しています。

【児童センター】

子育てサロン　「えんじぇるず」　活動回数：月１回

子育て支援「FIRST STEP」　活動回数：月１回

【児童館】

子育てサロン　「ぴよこ隊」　活動回数：月１回

子育て支援　「キラキラまんま」　活動回数：月１回

③子育て支援拠点事業

児童センター・児童館において、子育てに関わる相談や情報提供、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

□ **活動内容**

遊びの中で気軽に子育て相談できるようにするため、月１回行事を行い、児童センター・児童館への訪問をしやすくするよう取り組んでいます。

「にこにこ　どんぐり」（場所：児童センター）

「ハッピースマイル」（場所：児童館）

3．ニーズ調査からみられる状況

（1）子育ての状況

子育てを主に行っているのは、全体で「父母ともに」が53.8%と多く、「主に母親」が39.6%と続いています。

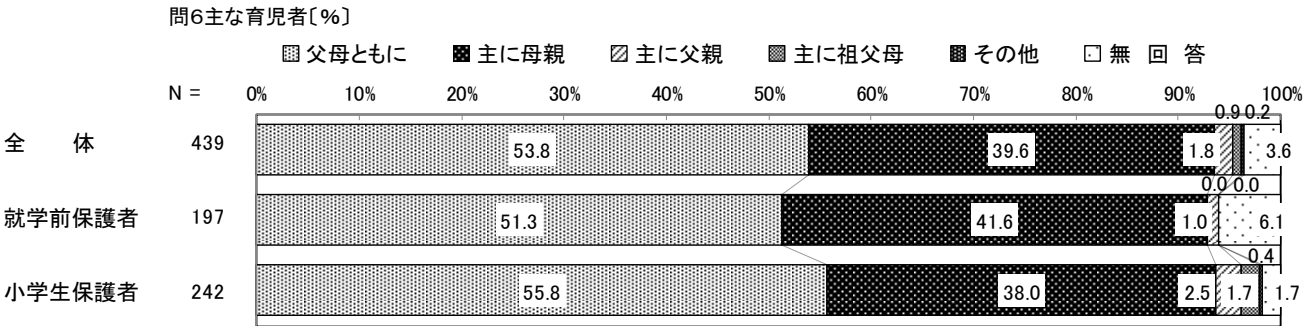

子どもをみてもらえる親族や友人・知人が、全体では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が46.5%と多く、「緊急時のみ祖父母等の親族にみてもらえる」が38.5%となっています。

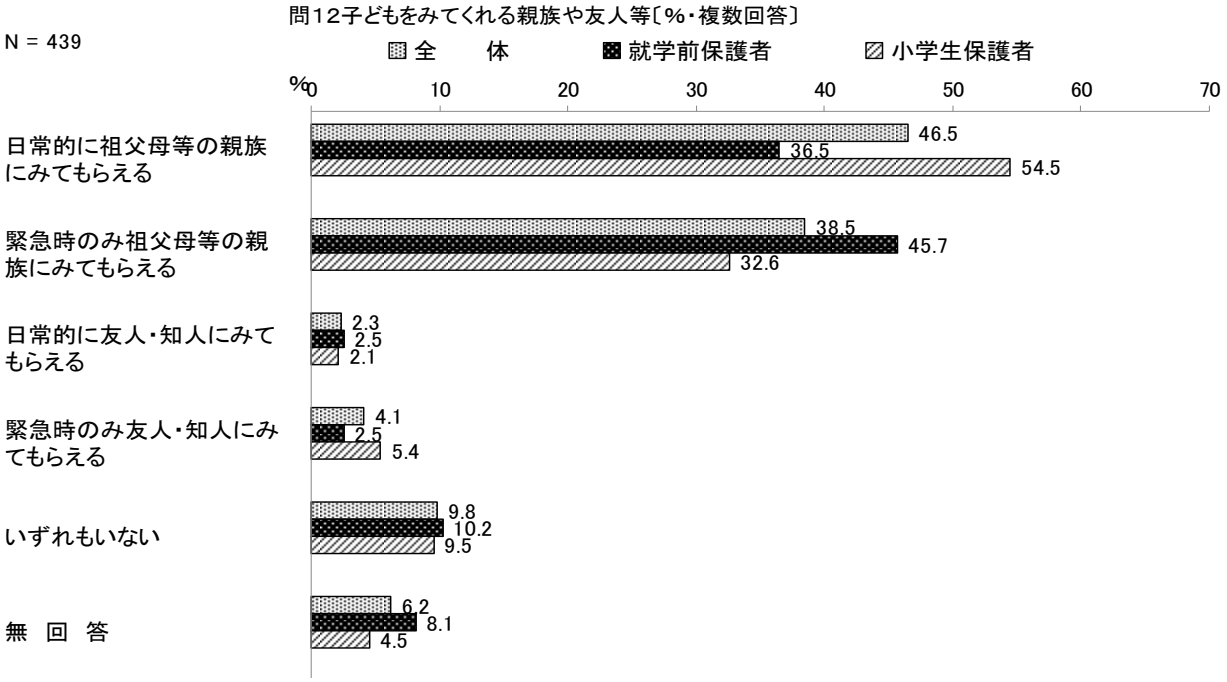

子育てをする上での相談相手・場所が、全体では「ある」が90.0%と多くなっています。相談先のある回答者の相談先は、全体では「祖父母等の親族」が83.0%と多く、「友人や知人」が79.2%、「保育教諭・保育士・幼稚園教諭」が22.3%と続いています。

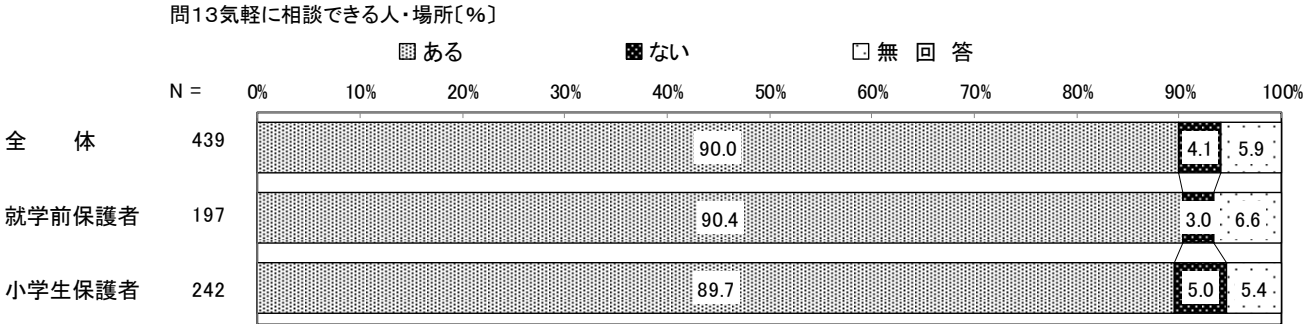

問12－1　気軽に相談できる先〔%・複数回答〕

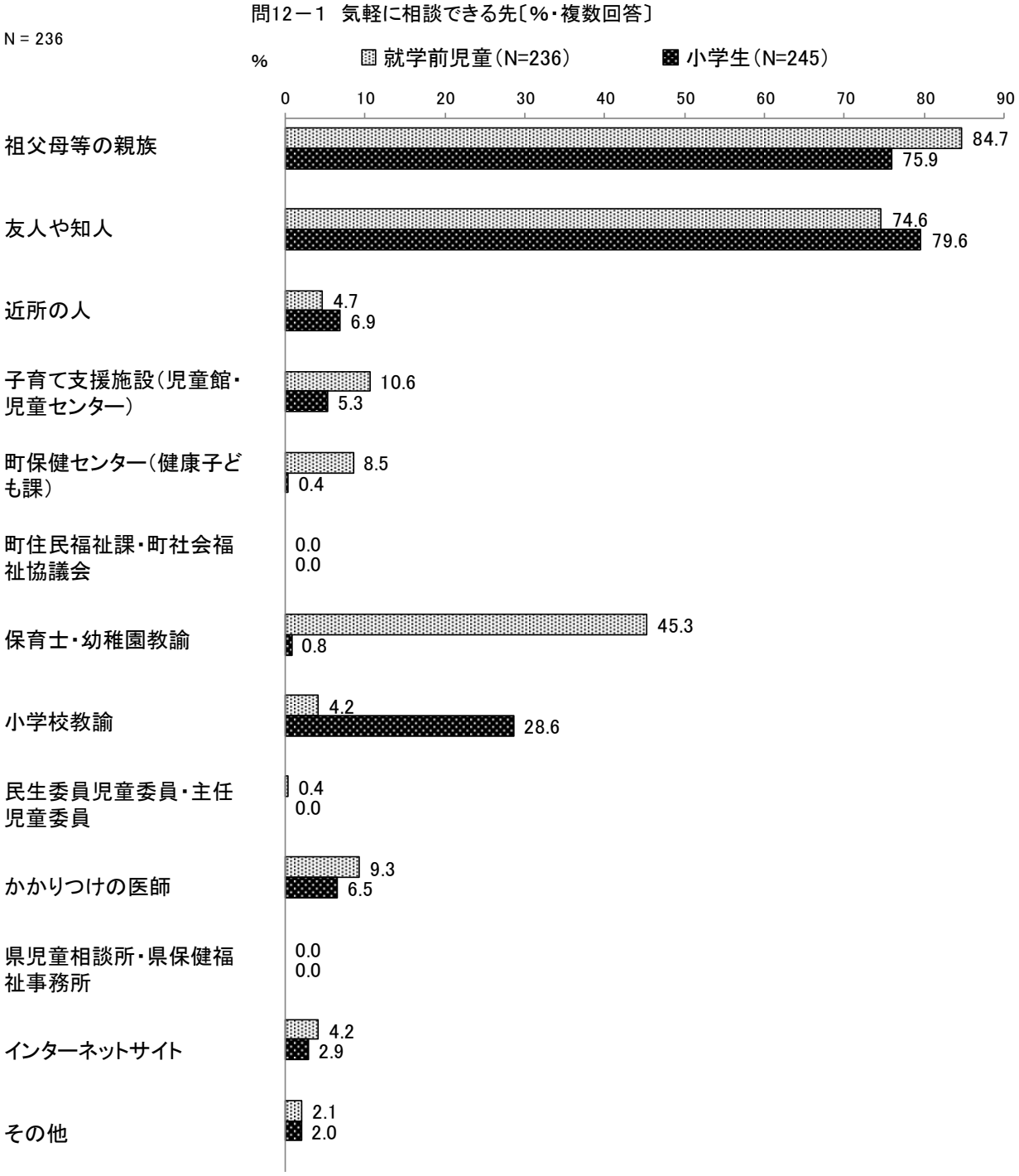

（2）保護者の就労状況

母親の就労状況は、全体では「パート・アルバイト等で就労している」が39.9%と多く、「フルタイムで就労している」が32.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.9%となっています。

「フルタイムで就労している」は就学前児童保護者で23.9%と少なく、小学生児童保護者で38.8%と多くなっています。

また、「フルタイムで就労で産休・育休・介護休業中である」は就学前児童保護者で10.2%と多く、小学生児童保護者で0.4%と少なくなっています。

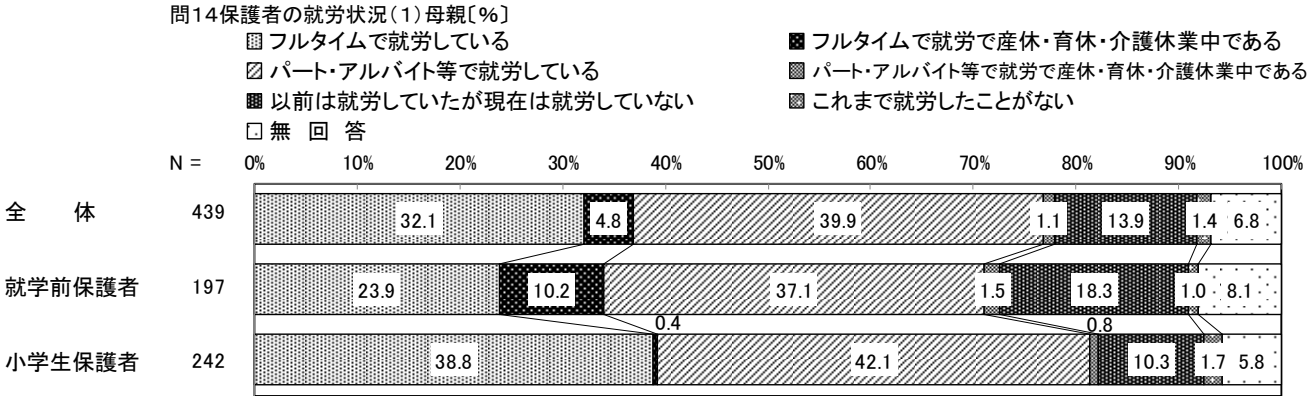

現在未就労の母親の就労希望は、全体では「一番下の子どもが大きくなったころに就労したい」が37.3%と多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が29.9%、「子育てや家事などに専念したい」が20.9%となっています。

「一番下の子どもが大きくなったころに就労したい」は就学前児童保護者で47.4%と多く、小学生児童保護者で24.1%と少なくなっています。

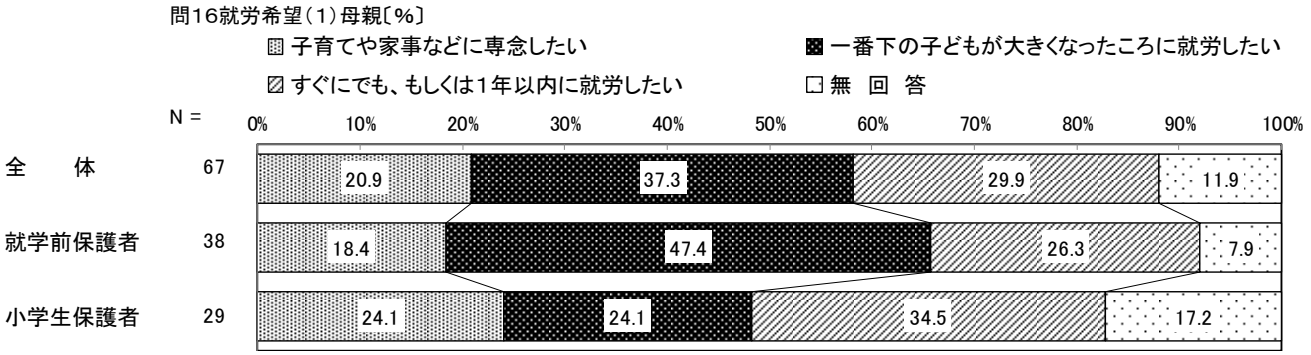

（３）就学前児童の平日の幼稚園や保育園などの利用

平日の定期的な幼稚園や保育園の利用は「利用している」が76.1%、「利用していない」が18.3%となっています。

「定期的に」利用したい平日の教育・保育の事業は、「保育園・こども園（11時間以内の保育）」が64.0%と多く、「幼稚園・こども園＋預かり保育」が26.9%、「幼稚園・こども園（９～14時）」が23.9%と続いています。

問17定期的な教育・保育施設等の利用〔%〕

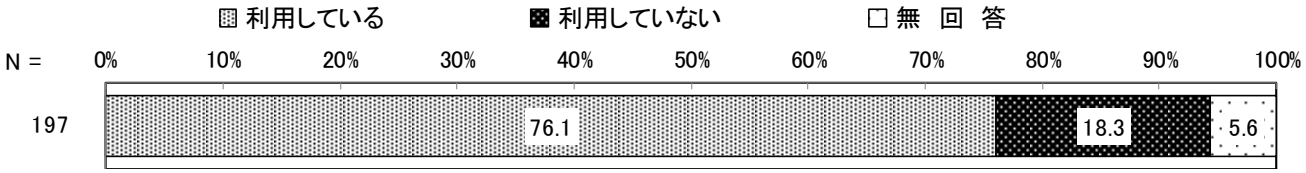

問18平日に利用したい施設・サービス〔%・複数回答〕

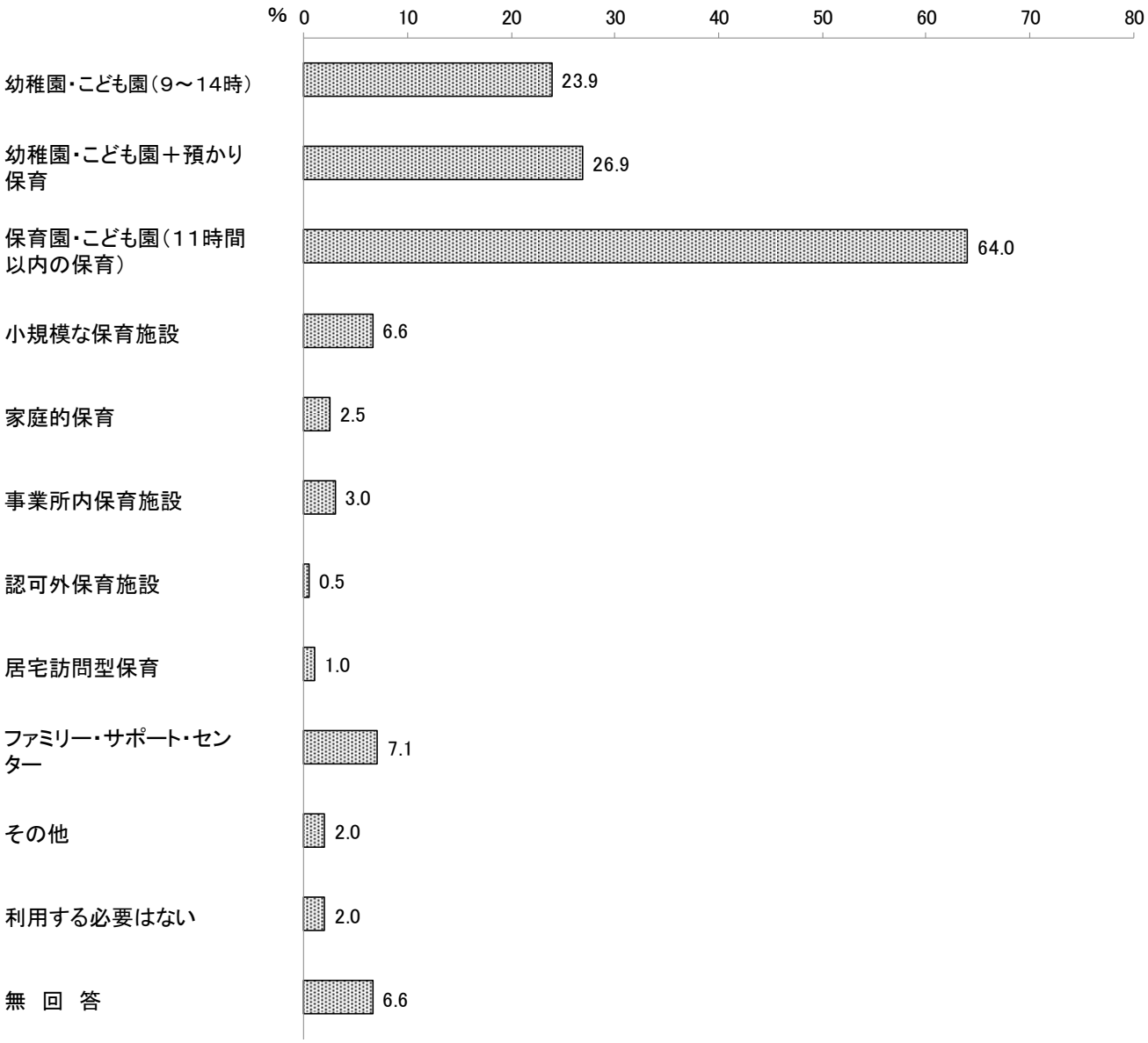

（4）小学生の放課後の過ごし方

①小学校低学年

小学校低学年時に放課後過ごさせたい場所の希望を聞いたところ、全体では「自宅」が56.5%と多く、「児童館・児童センター」が32.8%、「学童クラブ（放課後児童クラブ）」が30.5%となっています。

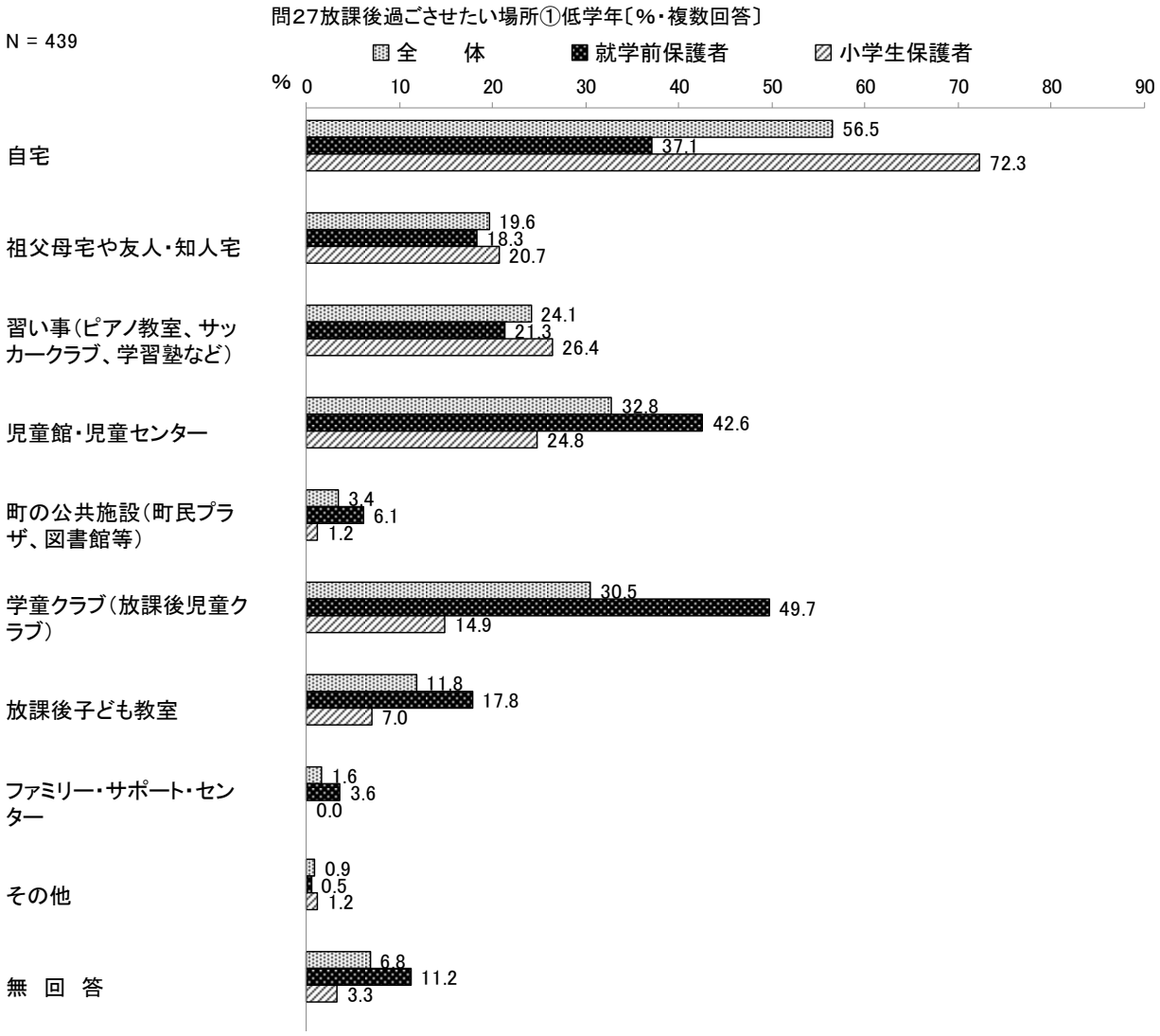

②小学校高学年

小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所の希望を聞いたところ、全体では「自宅」が59.5%と多く、「児童館・児童センター」が29.8%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が29.2%、「学童クラブ（放課後児童クラブ)」が27.1%となっています。

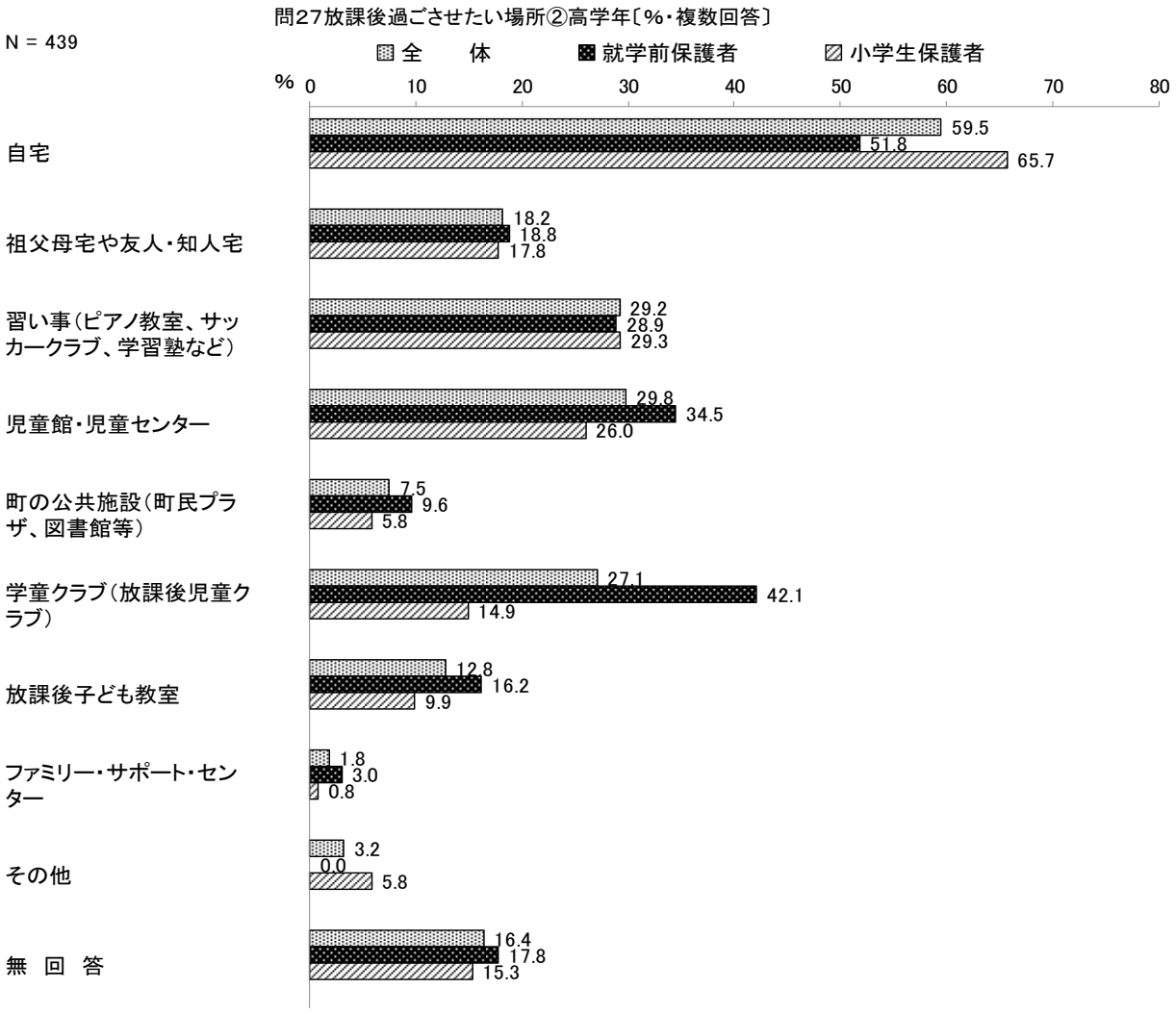

実際に小学生が放課後に過ごしている場所では「自宅」が72.3%と多く、「習い事」が26.4%、「児童館・児童センター」が24.8%となっています。

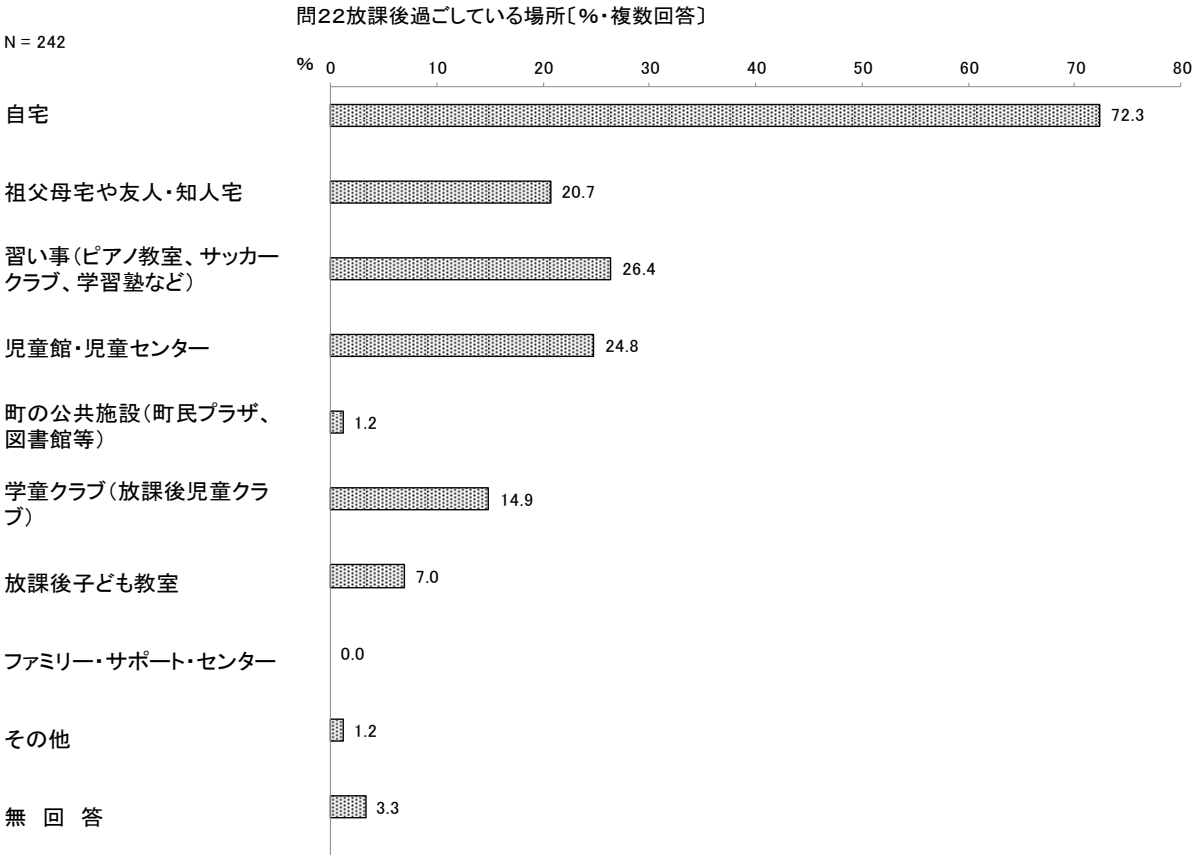

小学校高学年時において、児童クラブの土曜日の利用希望は、全体で「利用しない」が61.3%と多く、「利用したい」が26.9%となっています。

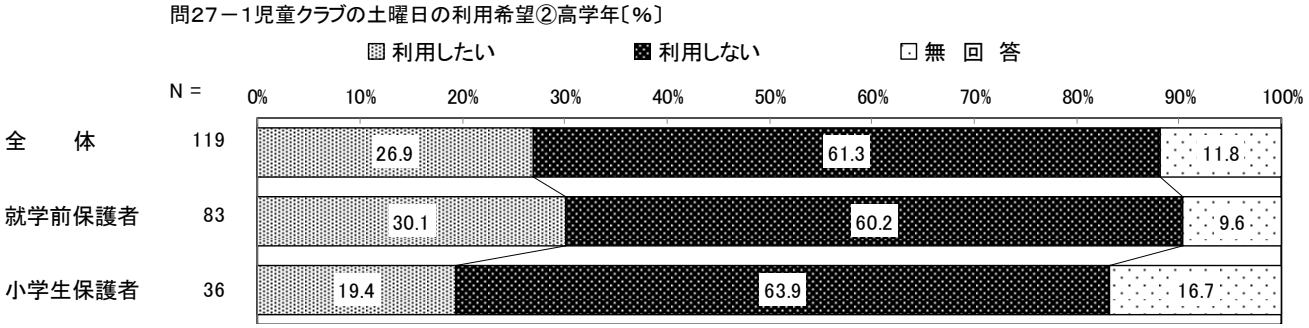

小学校高学年時において、児童クラブの日曜日・祝日の利用希望は、全体で「利用しない」が64.7%と多く、「利用したい」が23.5%となっています。

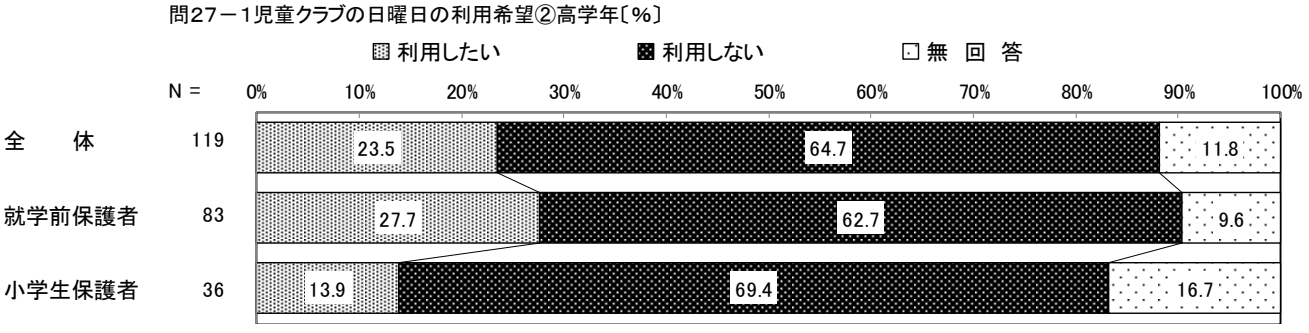

（5）子育てに関すること

千代田町は子育てしやすい環境だと思うかは、全体で「まあまあ子育てしやすいと思う」が52.4%と多く、「あまり子育てしやすいとは思わない」が24.1%、『子育てしやすい』(「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」の合計）が61.3%となっています。

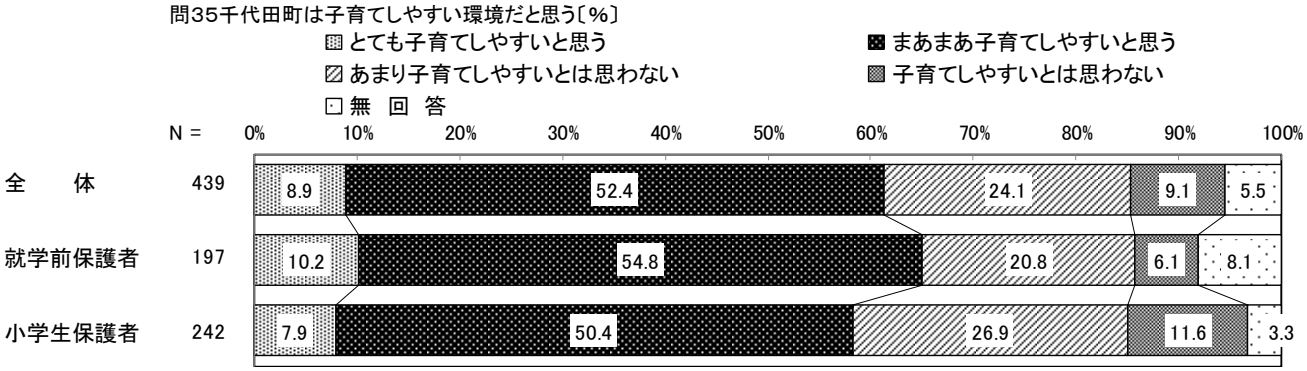

これからも千代田町で子育てをしていきたいと思うかは、全体で「ずっと千代田町で子育てをしていきたい」が51.9%と多く、「当分の間は千代田町で子育てをしていきたい」が29.4%、「できれば他のところで子育てをしていきたい」が10.5%となっています。

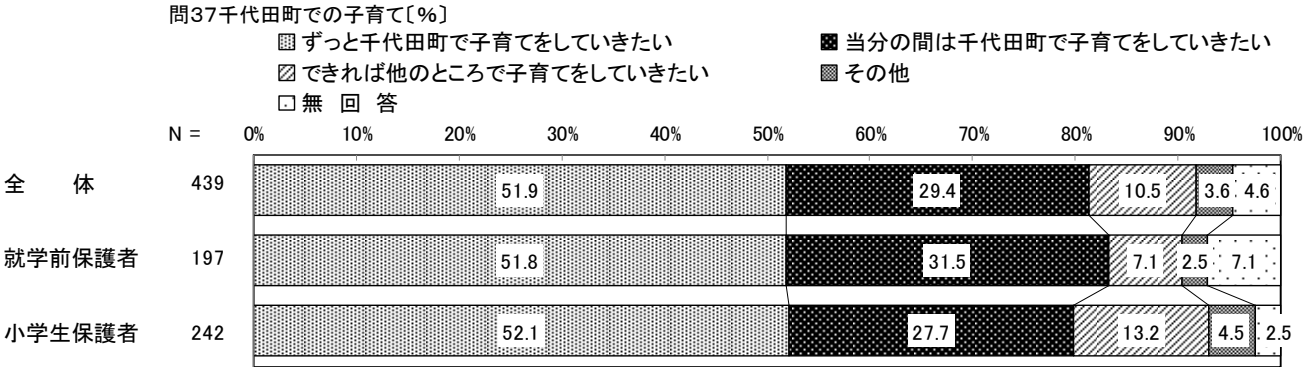

子育てしやすい社会づくりに必要だと思うことは、全体で「児童手当や税金・教育費の軽減など経済的援助」が79.3%と多く、「子どもが安心して放課後を過ごせる居場所づくりの充実」が56.5%、「公園や遊び場の充実」が55.1%となっています。

就学前児童保護者で「保育サービスの充実」、「子どもが安心して放課後を過ごせる居場所づくりの充実」、「公園や遊び場の充実」と「子育てをしやすい職場づくりのための支援」がいずれも60%を超えて多くなっています。

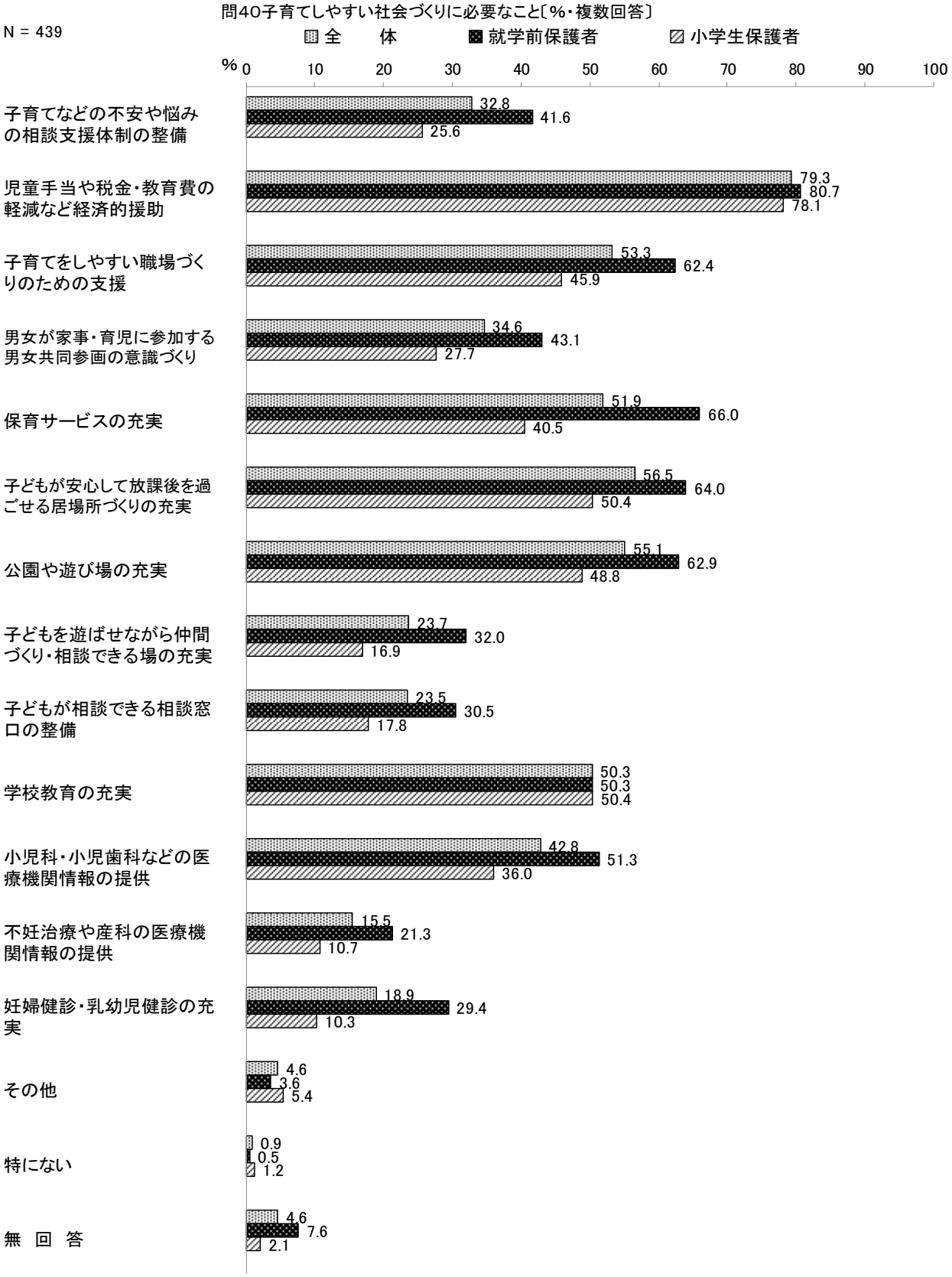

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本的視点

本町では、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つように、次の視点を基本に推進します。

基本的視点		内容
①	子どもの視点	子どもをひとりの町民として尊重したうえで、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重した計画とします。
②	次世代の親の育成の視点	子どもが将来、親になるという認識のもとに、長期的な視野に立って豊かな人間性、自立性を育む環境づくりを進めていきます。
③	地域全体による支援の視点	子育ての基本は家庭にあるという認識のもとに、行政とともに企業やすべての町民が子どもの育ちについて考え、取り組んでいくことができる社会全体による支援の仕組みをつくります。
④	すべての子どもと家庭への支援の視点	支援や関わりが必要な子ども・家庭の支援に取り組み、すべての子どもと家庭を支援します。
⑤	仕事と子育ての両立支援の視点	働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することにより、結婚や子育ての希望の実現を支援します。

２．基本理念

地域全体で子育てを応援して子どもが育ち、子育て家庭が安心して子育てできる千代田町を目指して、子どものためのまちづくりを進めるために、基本理念を定めました。

子どもと子育てを地域で育む千代田町

３．基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の４つの基本目標を掲げ、総合的に子育て環境づくりを推進します。

基本目標１　子どもが元気に笑顔で育つまち

（母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進）

すべての子どもが健やかに育ち、子育て家庭が育児不安の軽減や疾病予防などを目的とした健康相談、訪問事業の充実を図り、妊娠期から継続した伴走型の育児支援を推進します。

また、障がい児には健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できる取り組みを図ります。

基本目標２　子どもが心豊かにたくましく育つまち

（子どもの健全育成）

次代を担う子どもたちが、たくましく心豊かに育つため、学校や地域での様々な体験活動や交流活動を通し、子どもの生きる力の育成を支援します。

基本目標３　子どもと子育て家庭が住みよいまち

（子育て生活環境と安全の確保）

子どもを安心して育てるため、快適な居住空間や安全な地域環境の充実に努め、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標４　子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

（地域における子育て支援）

すべての子育て家庭のため、地域、団体、企業、行政などがそれぞれ連携しながら地域の社会資源を十分かつ効果的に活用して協力し、子どもと子育てを理解し、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

4. 施策体系

基本理念：子どもと子育てを地域で育む千代田町

基本目標	基本施策
1．子どもが元気に笑顔で育つまち（母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進）	**1.1 親子の健康の確保（千代田町母子保健計画）** (1)子どもと親の健康の確保　(2)食育の推進 (3)思春期保健対策の推進　(4)小児医療体制の充実 **1.2 子育て世代包括支援体制の拡充** (1)こども家庭センターを中心とした相談支援の推進 (2)相談・支援のネットワークづくり **1.3 支援が必要な子ども・家庭への細やかな支援の推進** (1)障がいのある子どもと家庭への支援 (2)児童虐待を防止する体制づくり (3)ひとり親家庭への支援体制の充実 (4)子どもの権利を守る啓発の推進 (5)子どもの貧困解消対策の推進
2．子どもが心豊かにたくましく育つまち（子どもの健全育成）	**2.1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備** (1)生きる力の育成を目指した学校づくり (2)特色ある教育の推進　(3)心や命の大切さを学ぶ環境づくり (4)就学前教育の充実 **2.2 家庭や地域の教育力の向上** (1)家庭教育の推進　(2)地域スポーツ活動への支援 (3)自然とふれあい環境を大切にする教育の推進 (4)芸術や文化などの体験や学習機会の拡充 **2.3 児童の健全育成** (1)各種施設の活用と整備 (2)いじめ、ひきこもりや不登校対策 (3)子どもを取り巻く有害環境対策 (4)子どもの居場所づくりの推進
3．子どもと子育て家庭が住みよいまち（子育て生活環境と安全の確保）	**3.1 子育てを支援する生活環境の整備** (1)良質な居住環境の確保 (2)安心して外出できる環境の整備 (3)子どもの視点に配慮した遊び場の整備 **3.2 子ども等の安全の確保** (1)交通安全対策 (2)子どもを犯罪から守るための活動等の推進
4．子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち（地域における子育て支援）	**4.1 多様な子育て支援サービスの充実** (1)子育て支援サービスの充実 (2)子育て情報の充実　(3)相談体制の充実 **4.2 地域での子育て支援のネットワークづくり** (1)子育てに関する地域活動の育成と支援 (2)子育て支援のネットワークづくり (3)地域の子育て支援の担い手の育成 **4.3 仕事と子育ての両立支援** (1)仕事と子育てを両立するための子育て支援 (2)仕事と子育ての両立支援の推進 **4.4 経済的支援の推進**

第４章　施策の展開

基本目標１．子どもが元気で笑顔で育つまち

1.1 親子の健康の確保（千代田町母子保健計画）

（1）子どもと親の健康の確保

保健師等の専門職を中心に、妊娠届出時から丁寧に面接を行い、妊婦の実情を把握することで、妊娠早期からの健康づくり・育児支援から、産後ケア、産後の家族の養育能力の支援、子育ての仲間づくりの機会、相談支援など切れ目ない支援に努め、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを進めます。

事業名	事業概要･取組	担当課
①不妊・不育治療費の助成	不妊･不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療、不育治療に要した治療費の一部を助成します。	保健福祉課 健康推進係
②母子健康手帳、妊婦健康診査受診票の交付	保健師等が全妊婦を対象に面接し、妊婦や家族の状況や不安等の聞き取りを行い、地域にある様々な資源の案内を行い妊娠期から切れ目のない支援を行います。 また、妊婦健康診査の経済的負担軽減のため、妊娠届出時に 14 回分（多胎の場合は5回分を追加で交付）の受診票を交付するとともに、妊娠中の健康管理や安全な出産のため妊婦健診の受診勧奨を行います。	保健福祉課 健康推進係
③低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得世帯の妊婦が妊娠の判定検査を受けるために、初めて産科医療機関を受診する費用の一部を助成し、安心して妊娠期を過ごせるよう関係機関と連携しながら支援をしていきます。	保健福祉課 健康推進係
④マタニティマーク、子育てサポートブックの配布	妊娠届時にマタニティマークと子育てサポートブックを配布して、町の事業や手続きについて説明を行い、出産･子育てにおける手続きや健診等の事業について周知を行います。	保健福祉課 健康推進係
⑤マタニティセミナー	妊婦及びパートナーを対象に、妊娠中の生活、お産や産後の生活、育児のイメージが持てるよう妊娠･出産に関する正しい知識の普及･啓発に努めています。妊婦とそのパートナー間の協力を深め、家族の機能の育成を支援するとともに、他の家族との交流により仲間づくりの機会として、マタニティセミナーと称し、2コースをそれぞれ年間3回ずつ実施します。	保健福祉課 健康推進係
⑥妊婦訪問	妊娠8か月頃に保健師が訪問し、妊婦の健康状態や産後の準備状況について確認し、相談に応じています。また、必要に応じて産後ケア等のサービスを紹介しています。	保健福祉課 健康推進係

事業名	事業概要・取組	担当課
⑦産婦健康診査受診票の交付	産後2週間及び産後1か月の時期に母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等も含めた産婦健康診査に係る費用を助成する産婦健康診査受診票を交付しています。医療機関と連携し、産婦健診により母親の心身の健康状態の把握を行い、産後うつの早期発見に努め、産後の初期段階における母子に対する支援を強化します。	保健福祉課 健康推進係
⑧新生児聴覚検査受診票の交付	妊婦健康診査受診票交付時に新生児聴覚検査受診票も交付し、聴覚検査の受診勧奨を行います。全ての新生児の検査結果を把握し、早期発見、必要に応じた適切な援助により聴覚障がいによる音声言語発達等への影響を最小限に抑えることができるよう支援します。	保健福祉課 健康推進係
⑨産後ケア事業	産後1年以内の母子に対して、母親の身体的回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等を行い、産後の心身の安定と育児不安の解消を図ります。また、妊娠期から社会資源として紹介し、産後早期に電話連絡や訪問により産婦の実情を把握し、必要に応じて産後ケアの利用を促進します。	保健福祉課 健康推進係
⑩新生児・産婦訪問	全新生児及び産婦を対象に出産退院後早期に保健師が訪問し、新生児の発育や栄養状態の確認、産婦の心身の状況や育児状況の確認を行い、必要に応じて関係機関と連携を図り支援サービスの調整を行います。また、里帰り出産の場合は、産婦の状況に応じて里帰り先に依頼するなどしてきめ細かな対応に努めます。	保健福祉課 健康推進係
⑪予防接種	新生児訪問時に定期予防接種について説明し、適切な時期に接種できるよう支援します。また、乳幼児健診において、未接種の予防接種について個別に接種勧奨を行います。	保健福祉課 健康推進係
⑫乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	各地区の保健推進員が生後4か月を迎えるまでの間に対象家庭を訪問し、アンケートを通して対象乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行っています。支援が必要な家庭には保健師が訪問等により支援を行います。訪問時に子育てに関するパンフレットを配布し、情報提供を行います。	保健福祉課 健康推進係
⑬養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問等により養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。	保健福祉課 健康推進係
⑭子育て支援アンケート	妊娠届出時等、妊娠8か月頃、出産後にアンケートを行います。アンケートをもとに妊娠期から生活背景・養育環境等のアセスメントを行い、妊娠早期から電話や訪問により支援を行い、必要に応じてサービスの利用に繋げます。	保健福祉課 健康推進係
⑮乳児健診（4か月児・10か月児健診）	乳児期は発育が最も著しい時期であるため、月齢に合った成長・発達の確認をし、親子の生活全体についてアセスメントします。フォローアップが必要な児に対しては健康相談や運動発達相談につなげるなど個別支援を行います。	保健福祉課 健康推進係
⑯すくすくこども相談	お子さんの成長・発達の確認や保護者の育児に関する不安や悩み等の相談に保健師や管理栄養士が応じます。	保健福祉課 健康推進係

事業名	事業概要・取組	担当課
⑰ブックスタート事業	乳児健診において、絵本やおすすめ絵本リストを配布し、親子がふれあうきっかけづくりや、親子の絆がより一層深められるよう努めていきます。	保健福祉課 健康推進係
⑱１歳６か月児健診	1歳6か月児を対象に、児の行動観察及び親との問診から発達チェックを行い必要に応じて、遊びの教室、幼児相談へ誘導し、適切な支援が得られるよう調整します。また、親子のニーズに沿って多職種間で連携して多角的アプローチを行います。	保健福祉課 健康推進係
⑲２歳児健診	2歳児を対象に、児の行動観察及び親との問診から発達チェックを行い必要に応じて、遊びの教室、幼児相談へ誘導し、適切な支援が得られるよう調整します。また、親子のニーズに沿って多職種間で連携して多角的アプローチを行います。	保健福祉課 健康推進係
⑳３歳児健診	3歳児を対象に、児の行動観察及び親との問診から発達チェックを行い必要に応じて、幼児相談へ誘導し、適切な支援が得られるよう調整します。この時期は、食習慣、歯磨き習慣、睡眠時間、排泄の自立等、健康的な基礎習慣が確立する時期であり、友達と遊んだり社会性が発達する大切な時期でもあるため、多職種間で連携して多角的アプローチを行います。	保健福祉課 健康推進係
㉑５歳児健診	5歳児を対象に、児の行動観察及び親等との問診から発達チェックを行い必要に応じて幼児相談等へ誘導し、就学を見越した支援を教育委員会と連携し行います。この時期は言葉の理解や友達とルールのある遊びをする等社会性がより高まる時期でもあるため、多職種間で連携して多角的アプローチを行います。	保健福祉課 健康推進係
㉒幼児歯科健診	１歳2か月児、2歳9か月児、4歳0か月児、6歳0か月児を対象に歯科診察、ブラッシング指導、フッ素塗布を行い、むし歯予防に努めます。	保健福祉課 健康推進係
㉓ほめトレを取り入れた育児支援	よりよい親子関係を築き、しつけを効果的に行うためのコミュニケーションを学ぶ群馬県オリジナルのプログラム「ほめトレ」を活用し、乳幼児健診において動画を視聴してもらうなどして子どもへの接し方を紹介しています。	保健福祉課 健康推進係
㉔運動発達相談	乳幼児期において運動発達等に心配のある子どもを対象に専門職が個別で相談に応じ、医療による支援が必要と判断された場合は、医療機関等につなげています。保護者に対し、具体的な子どもへの対応方法や育児方法の助言など丁寧な対応に努めます。	保健福祉課 健康推進係
㉕幼児相談	１歳6か月頃から就学前までのことば等の発達・行動・生活面等に心配のある子どもを対象に専門職が個別で相談に応じるもので、必要に応じて児童発達支援事業、医療機関等につなげています。また、保護者に対し、具体的な子どもへの対応方法や育児方法の助言など丁寧な対応に努めます。	保健福祉課 健康推進係
㉖遊びの教室	１歳6か月から未就園までの子どもを対象に集団の特性を生かした遊び、親子体操、課題遊び、制作等の活動を通して子どもの発達を促進し、親子での遊びの楽しさを体験する機会として実施します。	保健福祉課 健康推進係

（2）食育の推進

子どものうちから正しい食習慣を身につける機会を提供し、子育て家庭の食育を支援します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①離乳食相談	乳児健診において、離乳食の見本を提示し、目で見て学ぶ場として離乳食指導を行います。適切な時期に離乳食を開始し、月齢に合わせた食形態で離乳食を進めていけるように、離乳食開始時期に合わせて離乳食の進め方について集団教育や個別相談を行います。離乳食完了期の月齢においては、成長に伴い不足しがちな鉄分の補給や牛乳やフォローアップミルクの摂取について重点的に指導します。	保健福祉課 健康推進係
②離乳食教室	妊婦さんとパートナー、離乳食期の児の保護者を対象に離乳食に関する講話を行い、適切な時期に離乳食が進めていけるようにします。離乳食の不安や悩みを共有できる個別相談を合わせて実施します。	保健福祉課 健康推進係
③食生活相談	1歳6か月児・2歳児・3歳児・5歳児の保護者を対象に、幼児期からの食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成や良好な家族関係を築くための幼児食教育、栄養相談等を行います。	保健福祉課 健康推進係
④親子料理教室	学童期から味覚を始めとした豊かな感性を培い、親子が共に調理に親しむことで、食事の大切さを学び、併せて親子のコミュニケーションの場を提供するために栄養指導等を行います。「朝食を摂ること」、「薄味に慣れること」に重点を置き、実施します。	保健福祉課 健康推進係
⑤管理栄養士の配置	こども園に管理栄養士を配置し、給食や栄養指導により、子どもが望ましい食生活習慣を身につけられるように支援します。	教育委員会
⑥こども園、小・中学校での食育の推進	給食や教育活動を通じて季節や旬を感じることや、正しい食習慣の定着を目指して食育を推進します。	教育委員会

（3）思春期保健対策の推進

性や不健康やせ、ストレスや悩みなど思春期の健康課題に子ども自身が早い段階から気づいてもらえるように、学校と連携して次世代の心身の健康づくりを推進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①思春期精神保健教育	各学校の教育計画に基づき、たばこ・酒類・薬物乱用等の健康障害教育や精神保健教育、健康に関する情報提供を行います。	教育委員会
②性教育の実施	各学校の教育計画に基づき、性教育を推進します。	教育委員会

（4）小児医療体制の充実

群馬県こども救急相談（☎＃8000）をはじめ小児の健康に関する情報提供に努めるとともに、福祉医療制度の適切な利用を促進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①福祉医療制度事業（子ども）	健全な育成のため、高校生世代までの医療費及び入院費の自己負担額を助成します。本制度を将来にわたって安定的に維持するためにも、他法優先や適正受診について町広報紙やホームページ等で周知を図ります。	住民生活課 保険年金係
②小児の健康に関する情報提供	新生児訪問等で小児の健康に関するパンフレット等を配布し、保護者が安心して子育てを行えるよう情報提供の充実を図ります。	保健福祉課 健康推進係

1.2 子育て世代包括支援体制の拡充

（1）こども家庭センターを中心とした相談支援の推進

妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援や必要な情報や助言が、子育て家族に伝わり理解されるように、こども家庭センターが初期相談の窓口となって子育て家庭に寄り添い、相談支援を行います。

事業名	事業概要・取組	担当課
①こども家庭センターの運営	令和6年度にこども家庭センターを設置し、妊娠届出時に保健師等の専門職が丁寧に面接を行い、妊婦の実情を把握することで妊娠早期からの支援の充実や産科医療機関との連携を図ります。また、妊娠期から切れ目ない支援体制のもと児童虐待防止対策も推進していきます。	保健福祉課 子育て支援係

（2）相談・支援のネットワークづくり

子どもと子育てに関する各相談窓口が連携・調整してきめ細かな対応に努めます。

事業名	事業概要・取組	担当課
①相談支援のネットワークづくりの推進	令和6年4月より保健センター内に開設した「こども家庭センター」で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行っており、必要に応じて関係機関と情報共有し連携を図ります。	保健福祉課 子育て支援係

1.3 支援が必要な子ども・家庭への細やかな支援の推進

（1）障がいのある子どもと家庭への支援

「千代田町障がい児福祉計画」等に基づき、障がい等で支援が必要な子どもの地域生活と自立を支援するための施策、育てにくさや発達障がいに関する相談支援、障がい児の学びの支援を推進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①障害者総合支援制度	障がいがある人等に日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訪問サービスや療養介護、短期入所や、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス利用に対して必要な給付を行います。支給人数が年々増加しており過不足ない給付や支援を行っていきます。	保健福祉課 福祉係
②身体障害児補装具交付・修理	身体障害者手帳保持者に補装具の交付・修理を行います。	保健福祉課 福祉係
③心身障がい児集団活動・訓練事業	学齢期にある心身障がい児に対し集団活動や社会適応訓練を行い、地域社会が一体となってその主体性、社会性を育成し自立の促進を図ります。	保健福祉課 福祉係
④自立支援医療制度	障がい児等に対する育成医療や精神通院医療に係る手術費や医療費の支給を行います。	保健福祉課 福祉係
⑤児童発達支援センターの設置	地域の通所サービスを利用している障がい児に対して支援を行うとともに、障がい児を預かる施設に対しても援助や助言を行う機関の設置に向けて、近隣機関と検討を進めます。	保健福祉課 福祉係
⑥地域生活支援拠点	障がい児者の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、障がい児者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において障がい児者やその家族の緊急事態に対応を図る支援を行います。	保健福祉課 福祉係
⑦医療的ケア児に対する支援の推進	日常生活を営むために医療が必要な障がい児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援が受けられるように、総合的な支援体制の構築に向け相談支援員等の配置を館林・邑楽地区自立支援協議会で協議・検討します。	保健福祉課 福祉係
⑧障がい児保育事業	こども園に通園可能な障がい児に対して、必要な職員を配置し、障がい児の保育を推進します。利用希望等を把握し、看護師等の確保を図ります。	教育委員会
⑨特別支援学校対象児童生徒就学援助事業	特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）に就学する児童生徒の完全就学の目標・達成を図り、教育を受ける機会を実質的に与えるために、児童生徒1人につき養護学校は月額 1,000 円以内、その他は 2,000 円以内で支給するものです。制度を知らないことがないように、学期ごと・入学前には手紙の送付や、ホームページ、町広報紙に掲載するなどの方法で周知を図ります。	教育委員会

事業名	事業概要・取組	担当課
⑩特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、養護学校等特別支援学校への就学のために必要な援助を行います。	教育委員会
⑪地域自立支援協議会	圏域の自治体、関係機関で組織し連携を図っており、地域の障がい児等への支援体制に関する情報を共有し、支援体制の充実に向けて取り組みます。	保健福祉課 福祉係

（2）児童虐待を防止する体制づくり

日ごろの生活、母子保健活動やこども園・学校での生活を通じて、子どもと子育て家庭の変化や困り感に気づき、必要な支援につなげる体制と、周囲の支えが必要な子どもと家庭に総合的に支援できる体制の強化を図ります。

事業名	事業概要・取組	担当課
①千代田町要保護児童対策地域協議会	保健福祉課を千代田町要保護児童対策地域協議調整機関としてネットワークを形成し、代表者会議を年2回、実務者会議を年3回、個別ケース検討会議を適宜開催、その他視察研修・講話等を実施しています。関係機関との連携強化を図り、児童虐待を未然に防ぐ取組を推進します。	保健福祉課 子育て支援係
②各母子保健事業による早期発見・予防	各母子保健事業で関わる機会を情報収集の場として活用し、問題事例の早期発見・早期介入を図ります。育児に不安や悩みを抱える保護者に対して、保健師が相談に応じ、関係機関と連携を図りながら虐待の未然防止に努めます。	保健福祉課 健康推進係
③こども園・学校での対応の強化	こども園・学校での児童の見守りを通して、虐待の早期発見と関係機関と連携した対応の強化を図ります。	教育委員会
④子どもを守る地域ネットワーク機能の強化	保健福祉課を千代田町要保護児童対策地域協議調整機関としてネットワークを形成し、代表者会議を年2回、実務者会議を年3回、個別ケース検討会議を適宜開催、その他視察研修・講話等を実施しています。関係機関との連携強化を図り、児童虐待を未然に防ぐ取組を推進します。	保健福祉課 子育て支援係
⑤こども家庭センターの運営【再掲】	令和6年度にこども家庭センターを設置し、妊娠届出時に保健師等の専門職が丁寧に面接を行い、妊婦の実情を把握することで妊娠早期からの支援の充実や産科医療機関との連携を図っています。また、妊娠期から切れ目ない支援体制のもと児童虐待防止対策も推進していきます。	保健福祉課 子育て支援係
⑥群馬県ルールに基づく児童虐待防止対策の推進	虐待の疑いの通報に対して、児童相談所と連携し 24 時間以内に確認し、必要な支援、介入を行います。	保健福祉課 子育て支援係

（3）ひとり親家庭への支援体制の充実

ひとり親家庭の自立と生活を支援するための施策を推進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①ひとり親家庭等の児童の進学及び就職支度金	ひとり親家庭等の児童が中学校を卒業し、進学または就職するときに支度金を支給し、児童の健全育成及び資質の向上を図ります。	保健福祉課 子育て支援係
②福祉医療制度事業（ひとり親家庭）	配偶者と死別または離婚した方などで、18 歳未満の児童を扶養している親と子のひとり親家庭等の社会的自立の助成及び医療費負担を助成するものです。非課税世帯については県補助対象事業、課税世帯は町単独事業となっており、本制度を将来にわたって安定的に維持するためにも、他法優先や適正受診について町広報紙やホームページ等で周知を図ります。また、限られた財源を公正・公平に有効活用するために、町単独事業分については検討していきます。	住民生活課 保険年金係
③千代田町母子会	令和6年度からコロナ以前の事業を再開していきます。	社会福祉協議会

（4）子どもの権利を守る啓発の推進

子どもが一人の人間として尊重され、子どもがもつ人権が保持できるように啓発に努めます。

事業名	事業概要・取組	担当課
①子どもの権利等に関する啓発の推進	体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるように普及啓発活動を行います。就学時健診に東部児童相談所職員からの講話の機会を設けるなど、普及啓発活動を継続していきます。	保健福祉課 子育て支援係 教育委員会

（5）こどもの貧困解消対策の推進

こどもの貧困解消対策については、親の妊娠期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援を目指し、支援が届きにくい子どもと家庭へ配慮しつつ子どもを第一に考えた支援につながるように、これまでの町で実施してきた施策をこどもの貧困解消対策の視点を取り入れながら推進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①こどもの貧困解消対策の取組	こどもの貧困問題について啓発や情報提供に努め、子どもと子育て家庭の生活実態の状況把握や取り組むべき課題の整理を行います。	保健福祉課 子育て支援係
②学生服や体操着等のリユース事業	不要になった学生服や体操着等を集め、必要とする子どもたちへ提供することで家庭の負担軽減を図るもので、周知を図っていきます。	住民生活課 エコ推進係
③千代田未来塾	家庭での学習が困難な中学生や学習習慣が十分身についていない子どもたちに地域と学校の連携・協働による学習支援策として実施するもので、令和6年度より対象を中学生だけでなく小学生4～6年生にも広げて実施しており、参加を促進します。	教育委員会

基本目標２．子どもが心豊かにたくましく育つまち

2.1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

（1）生きる力の育成を目指した学校づくり

「ふるさとを愛し、夢に向かって強く生き抜く千代田っ子」を目標に、千代田町の子どもの成長を育む教育を12年間一貫で捉え、生きる力を育て、豊かな人間性を培える教育活動を推進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①12年間の一貫した教育体制の推進	こども園から小中学校の 12 年間を見据え、学校教育では、こども園での「学びの基礎づくり」「人と人とのつながりづくり」を受けて、【学力・体力アップ】【不登校未然防止】【いじめ防止】の3つの柱として教育施策を推進します。学校だけでは不十分な体験を地域活動の中で補うための手立てとして「地域、家庭」と連携しながら、「ふるさとを愛し、夢に向かって強く生き抜く千代田っ子」の育成を目指します。	教育委員会
②学力向上に向けた取り組みの推進	学力向上特配及び東・西小学校並びに小・中学校連携を活用した小学校高学年教科担当制の推進、マイタウンティーチャーを活用した少人数指導や習熟度別指導、ティームティーチング等、指導形態を工夫し、学力の向上を目指します。（学力向上委員会を中心とした各学校の特色ある「学力向上プラン」の推進）	教育委員会
③部活動支援事業	特定のスポーツ技能に優れ、教育活動に理解のある地域人財を中学校に派遣し、放課後の部活動等を支援していきます。そのため、対応できる地域人財の発掘に取り組みます。	教育委員会

（2）特色ある教育の推進

東・西小学校及び小・中学校をつなぐ英語教育の環境づくりを進め、児童・生徒の英語力の向上を推進します。また、その他特色ある教育として租税教育を推進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①英語教育の推進・充実	小・中学校英語免許所持教諭が東・西小学校の英語科を兼務したり、特配教員を配置したりすることで、東・西小学校及び小・中学校をつなぐ英語教育を実施します。また、外国語指導助手（ALT）を活用し、こども園から外国語に触れ、小学校の外国語活動・英語科の充実と中学生の英語力の向上を図ります。	教育委員会
②検定料助成事業	町内在住の小・中学生を対象に、英語検定に加え、漢字検定、数学検定の検定料を助成するものです。検定料を助成することで受験を支援し、児童・生徒の学習意欲の向上を図ります。	教育委員会
③小・中学校外国語指導助手配置事業	小・中学校に外国人英語指導助手（ALT）を配置して、英語に触れやすい環境づくりを推進し、児童生徒の英語力向上を図ります。	教育委員会
④租税教育の充実	時代を担う児童・生徒等に国の基本である税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、国や社会の在り方を主体的に考える機会を確保します。	税務会計課

（3）心や命の大切さを学ぶ環境づくり

学校生活の中で豊かな人間性を育み、成長できる教育活動を推進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①福祉教育の推進	体験活動を取り入れた福祉・ボランティア活動や、学社連携「チャレンジ手帳」を活用した福祉・ボランティア活動を推進します。特別支援学校や特別支援学級との交流および共同学習を行います。	教育委員会
②人権教育の推進	教職員や児童生徒の人権感覚を育成するため、人権週間には人権やいじめについて考える集会を開催します。道徳の授業や特別活動を位置づけ、人権意識の高揚を図ります。	教育委員会
③「豊かな人間性」を育む教育活動の充実	教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進と「特別の教科　道徳」の指導、特別活動の指導を通して、「心の教育」の充実を図ります。また、「豊かな人間性」を育むため、道徳の授業だけでなく特別活動や行事を通して人を大切にする心を育て、心の教育を一層充実させます。	教育委員会

（4）就学前教育の充実

就学前教育の質の向上とこども園の機能拡充に取り組みます。

事業名	事業概要・取組	担当課
①こども園及び小学校との交流促進	教育研究所のこども園及び小学校連携部会や夏季研修講座にこども園保育教諭が参加し、交流を進めながら、こども園及び小学校とのスムーズな繋がりを図ります。	教育委員会
②保育教諭の資質向上	各種研修の実施により、子育てについての知識及び技術の向上を図ります。	教育委員会
③町内認定こども園の機能拡充	すべての乳幼児の保護者を対象とした子育てに関する悩み相談を実施する。町保健師巡回による保健指導の充実を図ります。	教育委員会
④こども園外国語指導助手配置事業	こども園に外国人英語指導助手（ALT）を配置し、英語に触れやすい環境づくりを推進し、英語を聞き取れる能力を身に着けて小学校に入学できるよう支援します。	教育委員会
⑤幼児教育アドバイザーの設置	言語聴覚士に幼児教育アドバイザーを務めてもらい、就学前の子どもたちの様子を見てもらうことで、スムーズな就学指導につなげていきます。	教育委員会

2.2 家庭や地域の教育力の向上

（1）家庭教育の推進

家庭教育はすべての教育の出発点という認識の下、すべての親が安心して子育てや家庭教育を行うことができるように、地域が関わりながら支援していきます。

事業名	事業概要・取組	担当課
①家庭教育推進事業	就学児健康診断の機会を生かして、家庭教育に関する講演を東・西小学校で実施します。	教育委員会
②ほめトレを取り入れた育児支援【再掲】	よりよい親子関係を築き、しつけを効果的に行うためのコミュニケーションを学ぶ群馬県オリジナルのプログラムを活用し、乳幼児健診において動画を視聴してもらうなどして子どもへの接し方を紹介しています。	保健福祉課 健康推進係
③マタニティセミナー【再掲】	妊婦及びパートナーを対象に、妊娠中の生活、お産や産後の生活、育児のイメージが持てるよう妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。妊婦とそのパートナー間の協力を深め、家族の機能の育成を支援するとともに、他の家族との交流により仲間づくりの機会として、マタニティセミナーと称し、2コースをそれぞれ年間3回ずつ実施します。	保健福祉課 健康推進係

（2）地域スポーツ活動への支援

スポーツを通じて仲間づくりや多世代交流が広がるように、地域スポーツ活動を支援します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①総合型スポーツクラブの展開	子どもから大人まで、個々に応じた生涯スポーツ・レクリエーションの基礎を培い、健康体力の増進を図ります。	教育委員会
②地域スポーツ活動情報提供の充実	体育協会・スポーツ少年団等への支援及びスポーツ等の情報提供の充実を図ります。	教育委員会
③スポーツ相談・指導体制の充実	「日本スポーツ協会　公認スポーツ指導者制度」における指導者の確保・育成のための研修及び登録を行い、相談・指導体制の充実を図ります。	教育委員会

（3）自然とふれあい環境を大切にする教育の推進

子育て家庭・地域と連携して、子どもたちが自然とふれあう機会や、環境問題を考える機会を創出します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①自然体験学習	森林体験を通じて植物とふれあうことにより豊かな感受性を育み、自然環境への興味を深めることを目的に実施します。	教育委員会
②環境教育	こども園の児童を対象に身近で発生するごみの分別や再資源化などについてゲームやクイズ等を活用し、地球環境学習に取り組みます。	住民生活課 エコ推進係

（4）芸術や文化などの体験や学習機会の拡充

地域の文化や歴史を体験して学ぶ機会や、様々な芸術・文化に触れる機会を創出します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①地域性を生かした教育活動の推進	ふるさとの文化や歴史を知り、地域の伝統行事等を体験する活動を推進し、多くの子ども達の参加を促進します。	教育委員会
②芸術・文化団体の育成・支援と事業の充実	すぐれた芸術・文化に親しみ、情操教育を推進するため、文化祭や自主文化事業の充実を図ります。また、振興と生きがいづくり推進のため、芸術・文化団体の育成と支援に努めます。	教育委員会
③図書館読み聞かせ事業	図書館では毎月第2土曜日に、読み聞かせサークルの協力により読み聞かせを実施しており、参加を促進するため周知を図ります。小学校での読み聞かせ活動についても人数に波があり、更なる周知を図ります。小学校での読み聞かせについては、読み聞かせサークルの協力を得ながら推進します。	教育委員会

2.3 児童の健全育成

（1）各種施設の活用と整備

子どもたちの地域での居場所と多様な体験活動の場を確保し、継続して様々な体験活動を実施します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①児童館活動の推進	乳幼児から高校生までが利用できる地域の交流・活動の拠点として、地域の住民と子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることを目指します。	社会福祉協議会
②子ども学習支援事業	主に小学生を対象に、子どもたちの家庭や地域における生活時間を増やし、「ゆとり」を確保する中で、子どもたちや親子で参加できる体験活動などを事業に継続して取り入れ、学校、家庭、地域社会が相互に連携して、「生きる力」を育み、健やかな成長を促すことができるよう活動場所や事業情報の提供を行います。（①文化・教養＝町民プラザ、②図書館＝山屋記念図書館、③プール＝温水プール）	教育委員会
③地域子育て支援の推進	児童館または児童センターを、子育て中の親子の触れ合いの場として提供し、育児サークルの活動の支援をします。また、子育て支援員による育児の相談や情報提供を継続して推進します。	保健福祉課 子育て支援係
④中・高校生の居場所づくり推進事業	児童館などでの中・高校生ボランティア活動など、中・高校生の居場所づくりについて検討します。	保健福祉課 子育て支援係

（2）いじめ、ひきこもりや不登校対策

いじめやひきこもりに関する相談窓口を周知するとともに、支援体制の充実に努めます。

事業名	事業概要・取組	担当課
①心の教育相談事業・教育相談（電話・面接）	悩みや不安等を持つ生徒やストレスを抱えている生徒の心の安定が図られるよう、町民プラザで教育相談を行っており、児童生徒だけでなく保護者からの相談にも対応しており、不安やストレス等の解消のため継続して実施します。	教育委員会
②児童生徒の家庭訪問	いじめ、不登校になっている児童生徒の家庭に学校職員、適応指導教室指導員、民生委員児童委員、主任児童委員、児童福祉関係者が訪問し、相談等に対応します。要対協実務者会議等で情報を共有しながら、それぞれの立場における積極的な対応を継続・推進します。	保健福祉課 子育て支援係 教育委員会
③教育支援センター事業	町民プラザ内にある教育支援センターの通学から学校復帰へつなげていけるように支援します。各学校や県の事業（つなサポ）とも連携しながら、今後も継続して実施します。	教育委員会
④千代田サミットの開催	小・中学校の児童会、生徒会を中心として、各校教職員や民生委員児童委員、教育委員も参加し、児童生徒主体のいじめ問題を考える千代田サミットを開催します。 県のいじめ対策推進事業である、「邑楽・館林地区いじめフォーラム」を受けて、いじめ防止に向けて3校で考える「千代田サミット」を今後も継続実施します。	教育委員会
⑤いじめ問題対策委員会	いじめ防止対策を実効的に行うため、千代田町いじめ問題対策委員会を設置して情報共有、連携体制の拡充などを協議しています。いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ対策について調査、審議を行うとともに、いじめ重大事態が起きた際には委員会を緊急招集し、調査審議を行います。	教育委員会
⑥スクールカウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーの配置	各校にスクールカウンセラーを１人配置し、児童生徒や保護者、教職員に対して、きめ細やかな相談業務、支援活動を実施します。必要に応じてスクール・ソーシャルワーカー（１人）の派遣を依頼し、スクール・ソーシャルワーカーが専門的立場から、児童生徒だけでなく保護者や教職員に対しても支援を行います。	教育委員会
⑦マイタウンティーチャーの配置	町内の小・中学校にマイタウンティーチャーを配置し、教職員と連携したきめ細やかな学習支援を行います。	教育委員会

（3）子どもを取り巻く有害環境対策

子どもや若者の健やかな成長と自立を目指して、地域の協力を得て子どもを守るための活動を支援します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	関係機関・団体や青少年育成推進員連絡協議会等の地域住民と連携・協力して、有害図書類の撤去等を行ってきました。各種の広報啓発活動を展開して、児童生徒の犯罪被害防止に努めます。 インターネットやSNSを経て起こる犯罪などの問題への対応が必要となっており、情報モラル教育については警察や民間企業等と連携して取り組みます。	教育委員会
②インターネットやＳＮＳとの関わり方に関する啓発活動の推進	保護者がインターネットやSNSの危険性を理解し、子どもに正しい使い方を教えることができるように、群馬県が作成したセーフネット用語「おぜのかみさま」を活用した啓発等を行います。大人や地域には子どもと情報化に関する理解・認識を深める啓発を行い、小・中学校では児童生徒、保護者がインターネットやSNSの危険性を自分事として考えられるような啓発を行います。	教育委員会

（4）こどもの居場所づくりの推進

すべての児童・生徒が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、引き続き、児童館・児童センターの利用、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携、チャレンジ手帳事業などを実施します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	放課後や学校休業時において、保護者が不在の家庭の児童に適切な遊び及び生活の場を用意して、健全な育成を図ります。利用希望に対応できるよう、職員の確保を図ります。	社会福祉協議会
②放課後子ども教室	地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会として放課後子ども教室を開催します。様々な内容の教室を開催し、子ども達の参加を促進します。	教育委員会
③土曜子ども教室	町民プラザ、図書館等で1年を通して文化教養や読書、読み聞かせ、プールの無料開放など、多くの種類の教室を行い、休日に地域でも子どもたちの健全な成長のサポートを図ります。チャレンジ手帳事業と連携して実施します。	教育委員会
④チャレンジ手帳事業	活動内容を記入して活動を振り返ることができるように、体験活動ツールとしてチャレンジ手帳の配布と活用を促進します。小中学校で実施しているキャリア手帳との融合も図り、今後も「2050 年の大人づくり」を目指して継続していきます。	教育委員会
⑤千代田未来塾【再掲】	家庭での学習が困難な中学生や学習習慣が十分身についていない子どもたちに地域と学校の連携・協働による学習支援策として実施するもので、令和6年度より対象を中学生だけでなく小学生4～6年生にも広げて実施しており、参加を促進します。	教育委員会
⑥ランドセル来館事業	放課後にランドセルを背負ったまま児童館・児童センターへ来館できる「ランドセル来館事業」を行い、児童の居場所を確保します。	社会福祉協議会

基本目標３．子どもと子育て家庭が住みよいまち

3.1 子育てを支援する生活環境の整備

（1）良質な居住環境の確保

子どもと子育て家庭が住みよいまちを目指して、居住環境の向上に努めます。

事業名	事業概要・取組	担当課
①ふれあいタウンちよだ	ふれあいタウンちよだの商業用地への商業施設の開業促進、移住者住宅取得費等補助金の増額などを行っており、引き続き居住環境の向上を図ります。	都市整備課
②住宅リフォーム補助金	住宅リフォームに要する経費の一部を補助しており、今後も地域住民のニーズ等を踏まえながら当補助制度を継続し、良質な居住環境の確保につなげていきます。	産業振興課
③三世代ぬくもり家族住宅取得等応援事業補助金	親世帯と子世帯が、支えあいながら町内で暮らすことを目的に、住宅の新築・購入や増改築をした場合の費用の一部を補助するものです。	都市整備課
④移住者住宅取得費等補助事業	UIJ ターンのよる町への移住を促進し、併せて定住人口の増加による地域の活性化を図るために、移住者の住宅の新築又は購入を要する経費等に対して補助しています。制度周知を図り、利用を促進します。	都市整備課

（2）安心して外出できる環境の整備

子どもと子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを推進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①交通安全施設の整備	行政区から区長を通し提出される要望箇所、交通量の多い場所や危険と思われる場所を調査し、町道の新設・補修を実施しており、今後も継続して取り組みます。	総務課
②都市計画道路整備事業	早期の道路整備に向けて計画的に取り組みます。	建設下水道課 土木管理室
③赤ちゃんの駅整備事業	乳幼児を持つ子育て家庭が利用する町内公共施設全てに、授乳・おむつ替え等を行うことのできる「赤ちゃんの駅」を設置しています。事業を周知して利用を促進するとともに、協力してくれる民間施設について検討します。	保健福祉課 子育て支援係

（3）子どもの視点に配慮した遊び場の整備

子どもの居場所づくりの一環として、公園や児童館・児童センターの利用を促進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①児童館・児童センター	屋内及び専用敷地内の安心・安全な環境の中で、健全な遊びを提供します。	社会福祉協議会

3.2 子ども等の安全の確保

(1)交通安全対策

児童・生徒への交通安全活動を地域の協力を得ながら継続して推進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①交通安全教室事業	こども園児・小学生及び中学生を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全教育の徹底を図り、交通安全マナーと事故防止の啓発に努めます。こども園は交通安全教室と防犯教室を合わせて実施しており、今後も継続して取り組みます。	総務課
②交通安全街頭指導事業	交通指導員による町内各交差点での街頭指導を実施し、登校時の小・中学生の保護誘導や交通指導により交通事故の発生を防止します。	総務課
③自転車教室	東・西小学校において、自転車教室を年1回開催し、交通安全指導を行っており、今後も継続して取り組みます。	総務課
④交通安全指導（一斉下校）	年3回、小学校の教職員が児童とともに下校し、道路等の安全を確認するとともに、安全な歩行について指導するもので、今後も継続して実施します。	教育委員会
⑤交通安全施設の整備【再掲】	行政区から区長を通し提出される要望箇所、交通量の多い場所や危険と思われる場所を調査し、町道の新設・補修を実施しており、今後も継続して取り組みます。	総務課
⑥通学路へのグリーンベルトの設置	車と分離して児童生徒の登下校時の安全を確保するため、通学路にグリーンベルトを設置しています。必要な補修を行いながら、今後も継続して取り組みます。	総務課

（2）子どもを犯罪から守るための活動等の推進

子育て家庭、こども園、小・中学校、地域と連携して、子どもの安全を守るための活動を推進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①防犯パトロール事業	平日の子どもたちの下校時間に安全安心保安員によるパトロールを実施し、犯罪の抑止を図っており、今後も継続して取り組みます。	総務課
②子どもの安全安心パトロール事業	防犯パトロールの帽子、蛍光ベストを身につけたボランティアが散歩や買い物等により安全パトロールを行っています。ボランティアの募集を行い、継続して実施できるように取り組みます。	教育委員会
③子ども安全協力の家	常時在宅している家庭や商店、事業所等を「子ども安全協力の家」に指定させていただき、登下校時の子どもたちの安全確保を図っています。定期的な見直し等を行いながら、継続して実施します。	教育委員会
④防犯灯設置	夜間の交通安全や犯罪を未然に防ぐため、地域からの要望を踏まえ防犯灯の設置を今後も、継続して実施します。	総務課
⑤防犯カメラ設置	登下校時の子どもたちの安全確保を図るため、通学路を中心に防犯カメラを設置します。今後も必要な箇所へ設置に取り組みます。	総務課
⑥防犯施設整備	不審者進入による犯罪防止のため、防犯カメラを管内全児童施設に設置しました。児童生徒、教職員のため不審者侵入を想定した避難訓練を今後も実施します。	保健福祉課 子育て支援係 教育委員会

事業名	事業概要・取組	担当課
⑦緊急メール配信システム	保護者への速やかな情報提供はケーブルテレビ㈱のシステムで安心安全メールの運用を行っており、今後も継続して周知を図り、速やかな情報提供を継続していきます。	総務課 教育委員会
⑧青少年健全育成パトロール	青少推パトロールは少年補導員と合同で実施しており、効果的なパトロール活動を継続して実施できるよう支援します。	教育委員会

基本目標４．子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

4.1 多様な子育て支援サービスの充実

（1）子育て支援サービスの充実

子ども・子育てを取り巻く地域環境の変化に対応した子育て支援サービスの充実に努めます。

事業名	事業概要・取組	担当課
①乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【再掲】	各地区の保健推進員が生後4か月を迎えるまでの間に対象家庭を訪問し、アンケートを通して対象乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行っています。支援が必要な家庭には保健師が訪問等により支援を行います。訪問時に子育てに関するパンフレットを配布し、情報提供を行います。	保健福祉課 健康推進係
⑪養育支援訪問事業【再掲】	乳児家庭全戸訪問等により養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。	保健福祉課 健康推進係
③子育てサロン 親子サロン	児童館または児童センターを、子育て中の親子の触れ合いの場として提供し、育児サークルの活動の支援を行います。	社会福祉協議会
④育児サークル	0歳～就園前の乳幼児とその親を対象に、育児不安・孤立しがちな親をださないため保護者たち自身が自ら作成したプログラムにそって開催し、親子でふれあいの時間を持つとともに親同士の友達づくりのきっかけとなる場所を提供するもので、今後も継続して実施します。	社会福祉協議会
⑤地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを行うもので、今後も継続して実施します。	社会福祉協議会
⑥一時預かり事業	保護者の通院や冠婚葬祭等により、一時的に保育が必要となった児童について東・西こども園で一時預かり事業を実施します。	教育委員会
⑦子育て短期支援事（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設等で必要な保護を行うもので、太田市の児童養護施設「東光虹の家」及び「東光乳児院」に委託し実施しています。緊急時の対応として継続して実施します。	保健福祉課 子育て支援係

（2）子育て情報の充実

様々な手段を活用して、子育て情報を提供します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①町ホームページの充実	町のホームページに子育てや子育てサービスに関するサイトを設置し充実を図ります。	保健福祉課 子育て支援係 教育委員会
②ちよだまち☆子育て応援アプリ	子育て応援アプリを通して、妊産婦やお子さんの健康管理や予防接種の管理、町からの子育て情報等を配信します。	保健福祉課 健康推進係

事業名	事業概要・取組	担当課
③こども家庭センターの運営【再掲】	令和6年度にこども家庭センターを設置し、妊娠届出時に保健師等の専門職が丁寧に面接を行い、妊婦の実情を把握することで妊娠早期からの支援の充実や産科医療機関との連携を図っています。また、妊娠期から切れ目ない支援体制のもと児童虐待防止対策も推進していきます。	保健福祉課 子育て支援係
④地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを行うもので、今後も継続して実施します。	社会福祉協議会

（3）相談体制の充実

複雑化・多様化する相談に対応し、必要な支援ができるように、各相談窓口を周知するとともに、相談窓口の連携を図ります。

事業名	事業概要・取組	担当課
①心の教育相談事業・教育相談（電話・面接）【再掲】	悩みや不安等を持つ生徒やストレスを抱えている生徒の心の安定が図られるよう、町民プラザで教育相談を行っており、児童生徒だけでなく保護者からの相談にも対応しており、不安やストレス等の解消のため継続して実施します。	教育委員会
②こども家庭センターの運営【再掲】	令和6年度にこども家庭センターを設置し、妊娠届出時に保健師等の専門職が丁寧に面接を行い、妊婦の実情を把握することで妊娠早期からの支援の充実や産科医療機関との連携を図っています。また、妊娠期から切れ目ない支援体制のもと児童虐待防止対策も推進していきます。	保健福祉課 子育て支援係
③運動発達相談【再掲】	乳幼児期において運動発達等に心配のある子どもを対象に専門職が個別で相談に応じ、医療による支援が必要と判断された場合は、医療機関等につなげています。また、保護者に対し、具体的な子どもへの対応方法や育児方法の助言など丁寧な対応に努めます。	保健福祉課 健康推進係
④幼児相談【再掲】	1歳6か月頃から就学前までのことば等の発達・行動・生活面等に心配のある子どもを対象に専門職が個別で相談に応じるもので、必要に応じて児童発達支援事業、医療機関等につなげています。また、保護者に対し、具体的な子どもへの対応方法や育児方法の助言など丁寧な対応に努めます。	保健福祉課 健康推進係
⑤すくすくこども相談【再掲】	お子さんの成長・発達の確認や保護者の育児に関する不安や悩み等の相談に保健師や管理栄養士が応じます。	保健福祉課 健康推進係
⑥こども園、児童館・児童センターでの相談	子どもと保護者が日常的に通うこども園や児童館・児童センターで、気軽に相談できるように対応しており、今後も継続して実施します。	教育委員会 社会福祉協議会
⑦千代田町健康ダイヤル	町民が抱える心と体の心配事について、電話による健康相談を実施しています。例年 300 件以上の相談があることから、健康増進と医療費抑制対策の一環として今後も継続して実施します。	住民生活課 保険年金係
⑧女性のための法律相談	子ども・子育てに関する諸問題を含めた様々な問題を抱える女性に対し、相談しやすいよう女性弁護士による法律相談を実施しています。気軽に相談できる相談場所となるように継続して実施します。	住民生活課 住民係

4.2 地域での子育て支援のネットワークづくり

（1）子育てに関する地域活動の育成と支援

子育てサークル・子育てサロン等の地域活動を支援し、参加を呼びかけます。

事業名	事業概要・取組	担当課
①子育てサークル・子育てサロンの活動支援	乳幼児を対象に、児童館・児童センターを中心に子育てサークル・育児サロンの活動を支援し、地域全体で子育てを行うネットワークづくりを進めます。	保健福祉課 子育て支援係
②地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを行うもので、今後も継続して実施します。	社会福祉協議会

（2）子育て支援のネットワークづくり

関係機関や子育てに関わっている団体等と子育て支援ネットワークを広げていくとともに、多世代が交流して地域のつながりをつくっていきます。

事業名	事業概要・取組	担当課
①関係機関のネットワークづくり	関係各課や保健センター、児童館・児童センター等で実施している各種相談事業のネットワーク化を図り、保護者が希望する広範な情報の提供を図ります。	保健福祉課 子育て支援係
②子育て支援ネットワークの運営	子育て支援のネットワークづくりの一環として、各活動の情報交換、活動の連携・協働を促進するための組織づくりについて検討します。	社会福祉協議会
③チャレンジ手帳事業【再掲】	活動内容を記入して活動を振り返ることができるように、体験活動ツールとしてチャレンジ手帳の配布と活用を促進します。小中学校で実施しているキャリア手帳との融合も図り、今後も「2050 年の大人づくり」を目指して継続していきます。	教育委員会
④多世代交流の場づくり	既存の児童館等の公共施設を活用して、高齢者と子どもたちが集まり、交流できる場所・環境づくりに取り組みます。	保健福祉課 子育て支援係 陽だまり交流館

（3）地域の子育て支援の担い手の育成

地域で子育て支援に関わってもらえる担い手を育成し、様々な活動への参加を促進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①図書館読み聞かせ事業【再掲】	図書館では毎月第2土曜日に、読み聞かせサークルの協力により読み聞かせを実施しており、参加を促進するため周知を図ります。小学校での読み聞かせ活動についても人数に波があり、更なる周知を図ります。小学校での読み聞かせについては、読み聞かせサークルの協力を得ながら推進します。	教育委員会
②放課後子ども教室【再掲】	地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会として放課後子ども教室を開催します。様々な内容の教室を開催し、子ども達の参加を促進します。	教育委員会

4.3 仕事と子育ての両立支援

（1）仕事と子育てを両立するための子育て支援

仕事と子育てを両立するために必要な子育て支援サービスの充実を図ります。

事業名	事業概要・取組	担当課
①保育サービスの推進	0歳～5歳児を対象に、共働き世帯夫婦が安心して仕事と家庭を両立できるよう、保育サービスを継続して実施します。(東・西こども園)	教育委員会
②乳児保育促進等事業	0歳児から入園を希望する家庭が増えており、利用希望者の要望に応えるため、引き続き職員数の適正な確保を図ります。(東・西こども園)	教育委員会
③土曜保育事業	土曜日に、就労などのため、日中保育が困難な東・西こども園利用者等を対象に保育します。現在、保育時間は午前中までであり、開所時間の延長に向け今後の需要と体制確保について検討します。	教育委員会
④病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、医療機関等に付設された専用スペース等において保育を行う病児保育を推進します。	保健福祉課 子育て支援係
⑤一時預かり事業【再掲】	保護者の通院や冠婚葬祭等により、一時的に保育が必要となった児童について東・西こども園で一時預かり事業を実施します。	教育委員会

（2）仕事と子育ての両立支援の推進

共働きの子育て家庭が増加しており、働き方改革や仕事と子育ての両立支援について啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスや男女による子育てを促進します。

事業名	事業概要・取組	担当課
①職場環境の改善	町内事業者を対象とした職場環境改善セミナーの実施や町広報紙等での周知啓発などにより、男女問わず子育てしやすい職場環境の改善を図ります。	産業振興課
②企業への啓発	町内事業者を対象とした職場環境改善セミナーの実施や町広報紙等での周知啓発などにより、労働基準法等の労働関係法や社会情勢などについて、正しい理解と認識を高めるため、普及に努めます。	産業振興課
③女性の就業機会の拡大や労働条件、労働環境の整備促進	町内事業者を対象とした職場環境改善セミナーの実施や町広報紙等での周知啓発などにより、労働者及び企業に対して子育てと仕事の両立支援に向けた、普及・啓発活動を推進します。	産業振興課
④マタニティセミナー【再掲】	妊婦及びパートナーを対象に、妊娠中の生活、お産や産後の生活、育児のイメージが持てるよう妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。妊婦とそのパートナー間の協力を深め、家族の機能の育成を支援するとともに、他の家族との交流により仲間づくりの機会として、マタニティセミナーと称し、2コースをそれぞれ年間3回ずつ実施します。	保健福祉課 健康推進係
⑤男性の育児休業取得の推進	国や県、商工会などの関係機関と連携し、町内事業者を対象とした職場環境改善セミナーの実施や町広報紙等での周知啓発などにより、男性の育児休業取得促進を図ります。	産業振興課

事業名	事業概要・取組	担当課
⑥商工会との連携	商工会とより一層連携し、町内事業者を対象とした職場環境改善セミナーの実施や町広報紙等での啓発などにより、働き方改革や男女共同参画による子育てなどについて啓発します。	産業振興課

4.4 経済的支援の推進

子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活支援と子育て費用の軽減を図るため、経済的支援に努めます。

事業名	事業概要・取組	担当課
①福祉医療制度事業（子ども）	健全な育成のため、高校生世代までの医療費及び入院費の自己負担額を助成します。本制度を将来にわたって安定的に維持するためにも、他法優先や適正受診について町広報紙やホームページ等で周知を図ります。	住民生活課 保険年金係
②ひとり親家庭等の児童の進学及び就職支度金	ひとり親家庭等の児童が中学校を卒業し、進学または就職するときに支度金を支給し、児童の健全育成及び資質の向上を図ります。	保健福祉課 子育て支援係
③福祉医療制度事業（ひとり親家庭）	配偶者と死別または離婚した方などで、18 歳未満の児童を扶養している親と子のひとり親家庭等の社会的自立の助成及び医療費負担を助成するものです。非課税世帯については県補助対象事業、課税世帯は町単独事業となっており、本制度を将来にわたって安定的に維持するためにも、他法優先や適正受診について町広報紙やホームページ等で周知を図ります。また、限られた財源を公正・公平に有効活用するために、町単独事業分については検討していきます。	住民生活課 保険年金係
④障害者総合支援制度	障がいがある人等に日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訪問サービスや療育介護、短期入所や、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス利用に対して必要な給付を行います。支給人数が年々増加しており過不足ない給付や支援を行っていきます。	保健福祉課 福祉係
⑤児童手当	制度改正により高校生年代までの児童の養育者に、生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を目的として手当を支給します。	保健福祉課 子育て支援係
⑥児童扶養手当	ひとり親家庭等で、18 歳の誕生日を迎えてから最初の3月 31 日までの間にある子どもの養育者に対して、生活の安定と自立の促進に寄与し児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。（県事業）	保健福祉課 子育て支援係
⑦特別児童扶養手当	20 歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に、生活の安定と自立の促進に寄与し児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。（県事業）	保健福祉課 子育て支援係
⑧障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として、特別障がい児の福祉の向上を図ることを目的に手当を支給します。	保健福祉課 福祉係

事業名	事業概要・取組	担当課
⑨特定疾患等患者見舞金	特定疾患等の患者又は保護者に、特定疾患見舞金を支給することにより、受給者とその家族の福祉の増進を図るもので、引き続き給付を継続します。	保健福祉課 福祉係
⑩子育て育児用品購入費助成事業	0～2歳児の子育てに係る保護者の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を作るため、育児用品の購入費を助成するものです。子育て世帯の保護者の経済的な負担を軽減するため継続して実施します。	保健福祉課 子育て支援係
⑪第3子以降保育料無料化事業	就業と子育ての両立を支援するとともに、子育て世代の経済的負担を軽減するため第3子以降の保育料無料化事業を継続して実施します。	教育委員会
⑫こども園における給食費軽減事業	町内のこども園を利用する3歳児～5歳児について、多子世帯の経済的負担を軽減することで子育て支援を推進するために、年齢上限なしで数えて第3子以降の給食費を無料にするもので、多子世帯の支援のため、継続して実施します。	教育委員会
⑬不妊・不育治療費の助成【再掲】	不妊・不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療、不育治療に要した治療費の一部を助成します。	保健福祉課 健康推進係
⑭奨学資金貸付事業	進学の意欲と能力を有するにも関わらず経済的理由により進学が困難な者に対し、予算の範囲内において、必要な資金（奨学金）を貸与するものです。周知を図るとともに貸与条件等内容の検討を進めます。	教育委員会
⑮要保護及び準要保護児童生徒援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる小学校児童又は中学校生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	教育委員会
⑯特別支援学校対象児童生徒就学援助事業【再掲】	特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）に就学する児童生徒の完全就学の目標・達成を図り、教育を受ける機会を実質的に与えるために、児童生徒1人につき養護学校は月額 1,000 円以内、その他は 2,000 円以内で支給するものです。制度を知らないことがないように、学期ごと・入学前には通知の送付や、ホームページ、町広報紙に掲載するなどの方法で周知を図ります。	教育委員会
⑰特別支援教育就学奨励事業【再掲】	特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、養護学校等特別支援学校への就学のために必要な援助を行います。	教育委員会

第５章　子ども・子育て環境の充実

１．子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
（１）施設型給付 ・認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付（認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。） （２）地域型保育給付 ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（施設型給付及び地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応） （３）児童手当 （４）施設利用等給付	・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など13の事業が規定されました。（これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。）
※子ども・子育て支援法以外の事業 ・私立認可保育所（現行の制度のまま、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者からの料金の徴収も市町村が行います。） ・新制度へ移行しない私立の幼稚園	

また、子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の３区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

認定区分と提供施設

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
１号認定	満３歳以上	教育標準時間認定 （教育を希望する場合）	幼稚園または 認定こども園	４～５ 時間
２号認定	満３歳以上	保育認定 （保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合）	保育所または 認定こども園	８～11 時間
３号認定	０～２歳	保育認定 （保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合）	保育所または 認定こども園	８～11 時間

２．教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第２項で規定される「教育・保育提供区域」について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、千代田町では、町全域を１区域とします。

３．計画期間の子ども数と潜在的家族類型

（1）子ども数の推移と今後の見込み（０～５歳）

計画期間中の児童数について、令和５年・６年（各年４月１日現在）の１歳ごと男女別人口（住民基本台帳人口）を基に、コーホート変化率法にて推計しました。

０～５歳の子ども数の推移と今後の見込み

（人）	実績			計画期間の推計児童数（就学前）				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
0歳	46	44	52	50	51	51	51	51
1歳	67	54	44	54	52	53	53	53
2歳	59	67	55	44	54	52	53	53
3歳	66	63	69	58	46	57	55	56
4歳	69	69	64	70	59	47	58	56
5歳	86	68	70	63	69	58	46	57
計	393	365	354	339	331	318	316	326

（2）家庭類型割合（調査結果より）

ニーズ調査の結果から、年齢区分ごとの家庭類型を分類します。「現在」は現在の保護者の就労状況から区分しており、「今後（潜在）」はフルタイムへの転換希望、今後の就労意向を加味した潜在的な家庭類型です。

現在と今後の家庭類型

家庭類型		現在		今後（潜在）	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	12	7.5%	12	7.5%
タイプB	フルタイム×フルタイム	55	34.4%	68	42.5%
タイプC	フルタイム×パートタイム（月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）	22	13.8%	17	10.6%
タイプC’	フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）	35	21.9%	32	20.0%
タイプD	専業主婦（夫）	35	21.9%	31	19.4%
タイプE	パート×パート（双方月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）	1	0.6%	0	0.0%
タイプE’	パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
	全　体	160	100.0%	160	100.0%

４．幼児期の学校教育・保育

（1）特定教育・保育（施設型給付）

施設型給付とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」といわれ、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

施設区分	内容	年齢	利用できる保護者
幼稚園	・小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う「学校」	３～５歳	・制限無し
保育所	・就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	０～５歳	・共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	・幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	０～５歳	・保護者の就労状況に関わりなく、すべての子どもが教育・保育を一緒に受ける ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 （注）０～２歳児については、保育所と同じ要件となります。

①認定こども園

町立の保育園・幼稚園を統合し、平成31年4月１日より町立の認定こども園（東こども園、西こども園）となりました。第２期は１・２号認定者は見込みよりやや少なく、３号認定者は見込みを上回っています。

第２期の実績（人）

1・2号	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	78	140	77	137	73	130	68	122	66	118
	218		214		203		190		184	
実績	195		191		175		169		175	

3号	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳
見込み量	25	59	25	58	24	57	24	56	23	55
	84		83		81		80		78	
実績	86		95		94		92		75	

※令和6年度の実績値は、令和7年3月1日現在の見込みです。

第３期の見込み・供給量（人）

1・2号	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	27	152	25	150	23	139	21	138	19	137
		179		175		162		159		156
供給量		179		175		162		159		156

3号	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳	0 歳	1・2歳
見込み量	20	65	18	65	18	49	18	50	18	50
		85		83		67		68		68
供給量		85		83		67		68		68

（2）地域型保育給付

現状では、町内に地域型保育施設はなく、利用者もみられません。保育ニーズとしては０～２歳の保育サービスに含めて見込んでいます。

地域型保育施設の概要

事業名	対象児童年齢	事業の内容
小規模保育	０～２歳	・少人数（６～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	０～２歳	・保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）を対象に、きめ細かな保育を行います（保育ママなど）。
居宅訪問型保育	０～２歳	・個別のケアが必要な場合（障がい・疾患など）や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います（ベビー・シッター）。
事業所内保育	０～２歳	・会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

5．地域子ども・子育て支援事業

※各事業の令和６年度の実績値は、令和７年３月１日現在の見込みです。

（1）利用者支援事業

保健センター内に設置されたこども家庭センターで利用者支援事業を実施しています。

第２期の実績（か所）

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

第３期の見込み・供給量（か所）

こども家庭センター型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

（2）地域子育て支援拠点事業

児童館・児童センターで、地域子育て支援拠点事業として子育ての相談や情報提供を行い、また、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援します。

第２期の実績（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,022	1,022	1,022	1,022	1,022
実績	664	1,696	3,708	6,244	6,026
個所数（か所）	2	2	2	2	2

第３期の見込み・供給量（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	2,319	2,460	2,445	2,460	2,460
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

（3）妊婦健康診査

母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診券を交付しています。

第２期の実績（人回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	804	768	780	744	720
実績	890	835	718	826	966

第３期の見込み・供給量（人回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	800	812	812	812	812

（4）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの全乳児の家庭に、保健師等が訪問し、育児や子どもの発育の状況等を把握し、母子保健事業などの情報提供をはじめ、必要に応じて相談や指導に対応しています。

第２期の実績（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	67	64	65	62	60
実績	36	49	41	35	40

第３期の見込み・供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	50	51	51	51	51

（5）養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児放棄等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師による具体的な養育に関する助言等を訪問により実施しています。

第２期の実績（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	5	5	5	5	5
実績	4	2	1	1	1

第３期の見込み・供給量（実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	5	5	5	5	5

（6）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（要対協）の機能強化を図るための事業です。要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待防止ネットワークを確保しており、機能強化に向けて専門職や地域の参画を図り、児童虐待防止と子どもと家庭の支援ネットワークの強化に取り組みます。

第２期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	設定なし				
実績	－	－	－	実施	実施

第３期の見込み・供給量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	実施	実施	実施	実施	実施

（7）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対して、多様な保育の提供を進めるために市町村が支援を行う事業です。町が実施する保育サービスにより保育ニーズを充足しているため、この事業は実施していません。

（8）一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育・保育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を行うものです。東・西こども園において、１号認定子どもで通常の教育・保育時間を超えて一時的に保育が必要な児童を対象に実施しています。

第２期の実績（年間利用日数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1号利用	－	－	－	－	－
	2号利用	1,161	1,137	1,079	1,007	979
実績		78	47	48	28	40

第３期の見込み・供給量（年間利用日数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	1号認定	40	40	40	40	40
	2号認定	0	0	0	0	0
確保方策	幼稚園型Ⅰ	100	100	100	100	100

（9）一時預かり事業（一般型）、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業

一時預かり事業（一般型）は、主に就園前の子どもが家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業で、東・西こども園で実施しています。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業で、令和６年６月より、事業を実施しています。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、保護者が、仕事やその他の理由により平日の夜間等に不在となり、家庭において養育が一時的に困難な児童に、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。太田市の児童養護施設「東光虹の家」及び「東光乳児院」に委託し、提供体制を確保します。

第２期の実績（人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		214	209	203	193	189
実績	一時預かり事業（一般型）	137	68	86	71	125
	子育て援助活動支援事業	－	－	－	－	10
	子育て短期支援事業	－	－	－	－	－

第３期の見込み・供給量（人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量		160	175	170	165	160
確保方策	一時預かり事業（一般型）	150	160	150	140	130
	子育て援助活動支援事業	10	15	20	25	30
	子育て短期支援事業	－	－	－	－	－

（10）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。太田市の児童養護施設「東光虹の家」及び「東光乳児院」に委託し、提供体制を確保します。

第２期の実績（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	26	25	25	23	23
実績	－	－	－	－	－

第３期の見込み・供給量（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	22	20	20	20	20
確保方策	22	20	20	20	20

（11）病児保育事業

病児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。館林市のこやなぎ小児科併設の「病児保育室ぱんだ」に委託し、病児保育事業を実施します。

第２期の実績（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	10	10	10	10	10
実績	3	－	－	－	-

第３期の見込み・供給量（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本事業は、見込み・供給量を定めるものではありません。

（13）時間外（延長）保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。ニーズ調査の結果、11時間を超える保育の利用希望者はいませんでしたが、今後のニーズにより提供体制の確保を検討します。（通常の利用日＝月曜日から土曜日、利用時間＝7:30～18:30）

第２期の実績（利用実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	－	－	－	－	－
実績	－	－	－	－	－

第３期の見込み・供給量　11 時間を超える利用希望者（利用実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	－	－	－	－	－
確保方策	－	－	－	－	－

（14）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

町では、東・西小学校敷地内に専用施設を設置し、18時30分まで放課後児童クラブを開設しています。

放課後児童クラブの状況

名　　称	開設場所	利用定員
千代田町東小学童クラブ	東小学童クラブ	20人
千代田町西小学童クラブ	西小学童クラブ	60人
合計	2か所	80人

第２期の実績（実人数）

申込み児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	68	65	62	59	58
実績	232	85	91	83	68

第３期の見込み・供給量（実人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	１年生	26	26	20	18	18
	２年生	39	26	26	20	18
	３年生	34	38	25	26	20
	４年生	28	30	36	25	26
	５年生	22	20	28	36	25
	６年生	22	18	20	22	26
	合計	171	158	155	147	133
確保方策	登録児童数	100	100	100	100	100
うち放課後子ども教室と一体的に実施		100	100	100	100	100
うち放課後子ども教室と連携して実施		－	－	－	－	－

（15）妊婦等包括相談支援事業【新規】

面談等の実施により、妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

第３期の見込み・供給量（回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	165	165	165	165	165
確保方策	165	165	165	165	165

（16）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

0～2歳で保育所等に未就園の児童が1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園制度です。

第３期の見込み・供給量（回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	－	7	7	7	7
確保方策	－	7	7	7	7

（17）産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型があります。

第３期の見込み・供給量（人回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量	40	40	40	40	40
確保方策	40	40	40	40	40

６．母子保健計画の指標

母子保健計画について、以下の指標を設定し、定期的に点検をしながら推進します。

指標及び現状値、目標の一覧

指標名	現状値（令和５年度町実績）		国が掲げる目標値（健やか親子２１）	
妊娠・出産について満足している者の割合		86.0%		85.0%
むし歯のない3歳児の割合		97.1%		90.0%
仕上げ磨きをする親の割合		69.2%		80.0%
妊娠中の妊婦の飲酒率		0%		0%
妊娠中の妊婦の喫煙率		0%		0%
マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合		84.2%		70.0%
乳幼児健診の未受診率 ４・５か月児健診 １歳６か月児健診 ３歳児健診		 6.2% 8.8% 0%		 2.0% 3.0% 5.0%
小児救急電話相談（＃8000）を知っている親の割合		88.4%		90.0%
子どものかかりつけ医師を持つ親の割合	4・5か月児	81.8%	4・5か月児	85.0%
	３歳児	85.3%	３歳児	95.0%
子どものかかりつけ歯科医師を持つ親の割合	３歳児	30.9%	３歳児	50.0%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	4・5か月児	62.8%	4・5か月児	95.0%
	１歳６か月児	66.7%	１歳６か月児	95.0%
	３歳児	71.6%	３歳児	95.0%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	4・5か月児	93.2%	4・5か月児	83.0%
	１歳６か月児	71.2%	１歳６か月児	71.5%
	３歳児	70.6%	３歳児	64.0%
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	4・5か月児	92.9%	4・5か月児	95.0%
	１歳６か月児	96.2%	１歳６か月児	95.0%
	３歳児	86.4%	３歳児	95.0%

7．教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第２項第３号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、幼保小連携、０～２歳に係る取り組みと３～５歳に係る取り組みの連携に関することを記載することが求められています。

町としては、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制の充実を目指します。また、教育ニーズについて継続して把握します。

（1）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、さらなる教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、在宅で子育てをしている親子を含めたすべての家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

（2）地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

（3）認定こども園と小学校等との連携の推進方策

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（こ小連携）の取組の推進については、それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深める必要があります。定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、認定こども園と小学校との連携を推進します。

特に、障がいのある子どもや配慮の必要な子どもが必要な支援や合理的配慮など、切れ目なく支援を受けることができるよう、連携を図ります。

8．総合的な施策の推進

以下の内容について、計画に具体的に盛り込んでいきます。

（1）産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

１年間のうち年度の後半で育児休業明けになる共働き世帯で保育ニーズがみられることなども含め低年齢児の保育ニーズは高まっており、低年齢児保育の量の確保を図ります。

（2）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

発育の過程や身体上の障がい等により、支援が必要な子どもへの対応としては、地域社会への参加・包容を推進するために、こども園や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受け入れを進めることに合わせて、教育とも連携をさらに深めた上で、より総合的な形での支援の実践を目指します。

（3）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けて、県や町内事業者、関係機関と連携して啓発活動に取り組みます。

（4）こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携強化や児童館・児童センター等の活用を促進します。

（5）児童虐待防止対策の推進

児童福祉法の改正を踏まえ、支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化に努めます。

（6）幼児期の教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置しており、活動を支援します。

第６章　計画の推進に向けて

（1）住民・事業者・行政の協働による計画の推進

本計画の趣旨である、出生率の向上と健やかな乳幼児の育成、健全で希望に満ちた青少年の育成は、保護者はもとより一般住民、関係各機関等の連携と協働によって成し遂げられるものです。

このことから本計画については、これらの個人、団体、機関等に対して計画への理解と協力を得るために、子育て全般に対する啓発を行うとともに、子育てに関する各種行事への参加・参画を推進します。

「千代田町子ども・子育て会議」を通して協働を進めます。

（2）計画の公表

本計画については、その概要を町広報紙及びインターネットホームページ等において開示し、広く町民及び保護者への周知を行います。

また、併せて既往及び新設の子育てサービス等についての情報を掲載し、その利用の促進を図ることにより、子育てを安心して行えるとともに就業との両立が図られ、健やかで健全な子どもたちが育成される環境の整備を進めていきます。

（3）計画の推進体制

本計画の策定を機に、庁内担当課局、教育委員会、こども園関係者、子育てサークル等の代表者、保護者代表者、各種関係団体等からなる「子ども・子育て会議」を設置し、事業計画の実施状況及び進捗等について評価・検証し、検討・管理するものとします。

また、ここで提示された行動計画の進捗状況等については、町ホームページ等に掲載します。

（4）関係各種計画との連携

この計画は、国、県での関係上位計画、町総合計画等の関連計画との整合性を図りつつ、子育て支援等に対する総合的、体系的な連携を確保するものとします。

（5）関係機関・団体との連携

保護者、子育てサークル、こども園の関係者、各種関係団体等及び行政によって設置した「子ども・子育て会議」における子育て支援に関する情報・意見の交換、また、子育てに関する行事等を通じて関係機関・団体との連携を図っていきます。

資料編

予定